

「原発ゼロ」「再エネ100」に向け、国会で開かれた議論を!

第 100 回 国会エネルギー調査会 (準備会) 電気料金高騰、原子力は解決になり得るか

今夏、政府は7年ぶりに全国の家庭や企業に節電を要請しました。近冬や来年についても電力需給が厳しいとして、政府は原発の再稼働を進める方針を掲げています。

しかし、そもそも電力不足の実態はどうか。対策として原発が適切なのかは検証されていません。

一方、世界的な化石燃料価格の高騰により、2021 年度後半から 2022 年度にかけて、日本でも電気料金が上昇しています。燃料価格高騰の影響は旧一般電気事業者にもありますが、新電力への影響はさらに深刻です。電力市場価格の高騰が同じく続いているためです。その背景の一つには、旧一般電気事業者の発送電分離が根本的に進んでいないことで、再エネに不利な状況が続いています。

また、再エネ由来の FIT 電気の価格が高騰せざる得ないことで、再エネを重視して調達する新電力や地域新電力も、特に大きな影響を受けています。生活・生命に必須なエネルギーのあり方と現状について徹底討論します。

日時: 2022 年12月6日(水) 16:00-18:00

場所: 衆議院第一議員会館 国際会議室 ※ハイブリッド開催

Zoom ミーティング ID: 825 0732 7039 パスコード: 706274

<https://us06web.zoom.us/j/82507327039?pwd=ZFcyWU1iUFMwYi9hTDljRG10VFB5dz09>

主催: 超党派議員連盟「原発ゼロ／再エネ 100 の会」／国会エネ調有識者チーム

プログラム

- ① 講演①: 竹村英明氏(グリーンピープルズパワー代表取締役)
「市場価格高騰の影響と仕組み」と「FIT 再エネ電気の行方」
- ② コメント: 金子勝先生(立教大学特任教授・慶應義塾大学名誉教授・経済学者)
- ③ コメント及び、経済産業省へ署名提出: 吉田明子氏(国際環境 NGO FoE Japan 理事)
- ④ 講演②: 高橋洋氏(都留文科大学教授) ※オンラインでのご講演
「欧州と日本のエネルギー危機: 原子力は解決策になり得るか？」
- ⑤ 政府説明: 経済産業省、(公正取引委員会)
- ⑥ 参加国会議員・有識者を交えた総合討議・質疑応答

* ISEP YouTube チャンネルで事後配信します→ <http://www.youtube.com/user/ISEPJAPAN>
過去開催分の映像・配布資料も公開しています→ <http://www.isep.or.jp/archives/library/5024>

<http://blog.livedoor.jp/gempatsu0/>

◆事務局連絡先

阿部知子衆議院議員事務所(原発ゼロ／再エネ 100 の会事務局)

Tel: 03-3508-7303 / Fax: 03-3508-3303 / E-mail: yokoyama@abetomoko.jp

認定 NPO 法人環境エネルギー政策研究所(有識者チーム事務局)

Tel: 03-3355-2200 / Fax: 03-3355-2205 / E-mail: dohman_haruhiko@isep.or.jp

「市場価格高騰の影響と仕組み」 と「FIT再エネ電気の行方」

2022年12月6日

グリーンピープルズパワー（株）

竹村英明

Green People's Power

目次

- 1、天然ガス価格は下がっている
- 2、市場価格が下がらない本当の理由
- 3、FIT特定卸供給の矛盾
- 4、完全な電力自由化を

Green People's Power

1、天然ガス価格は下がっている



独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

石油・天然ガス資源情報

Japan Oil, Gas and Metals National Corporation

天然ガス・LNG関連情報

週次価格動向

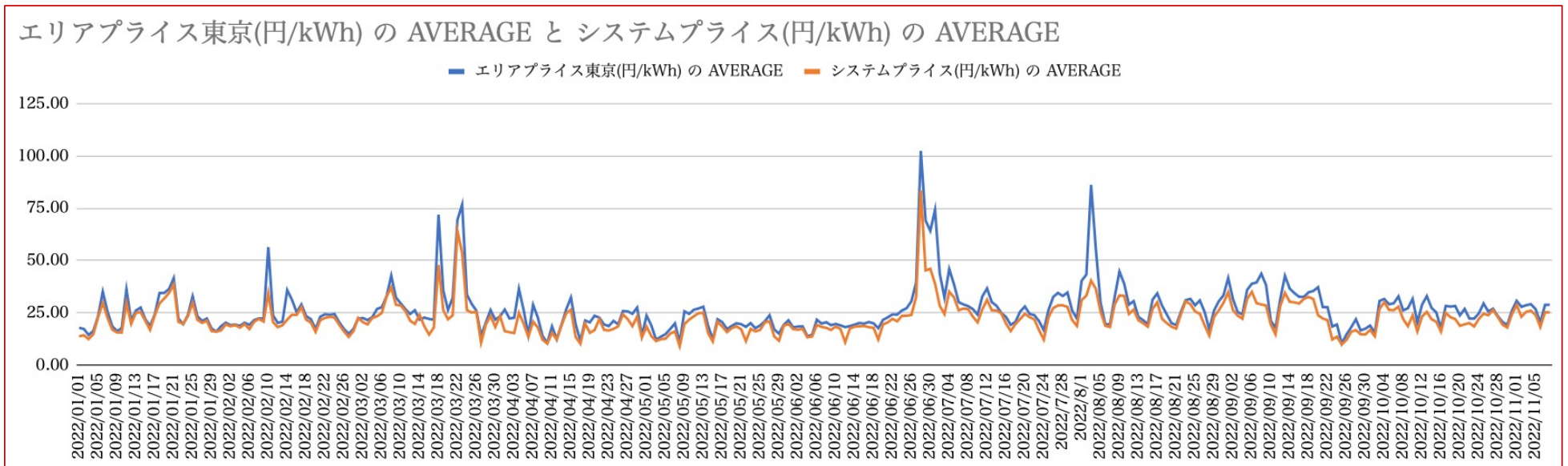
オレンジ色の線が日本の輸入価格

(2022年11月7日掲載)

- 前週（10月31日～11月4日）の北東アジアのアセスメントされたスポットLNG価格JKMは、前週末の30ドルからアジアでの需要低迷により31日に26ドルまで下落。11月1日は横ばいで推移したが、地域間の最適化を図ろうとするポートフォリオプレーヤーの買いにより3日には29ドルに上昇した。その後、4日にはアジア地域の高い在庫水準を受け28ドルまで下落した。11月2日のMETI発表によると発電用LNGの在庫状況は10月30日時点で250万トン、前年同月末比43万トンの増、過去5年平均比で66万トンの増と堅調に推移している。
- 欧州ガス価格TTFは、前週末の32.7ドルから31日に35.8ドルまで上昇した。11月1日は、高水準の地下ガス貯蔵量を背景に33.9ドルに下落した。2日には欧州LNG価格の上昇に伴いTTFも上昇し36.5ドルとなった。一部のバイヤーが混雑する欧州LNGターミナルを避けアジアにカーゴを振り向ける動きが出始めるなか、温暖な気候と満杯に近い欧州ガス貯蔵量により4日に33.2ドルまで値を下げた。
- 米国ガス価格HHは、前週末の5.7ドルから31日に6.4ドルに上昇。市場が気象予報を見定めようとするなか相場も一進一退を繰り返し、11月1日5.7ドルに下落、翌2日には6.3ドルに上昇したが、3日には6.0ドル、4日には6.4ドルと小幅に推移した。11月3日発表のEIA Weekly Natural Gas Storage Reportによると、10月28日の天然ガス地下貯蔵量は、3,501Bcf、前週比107Bcfの増加となったが、前年同時期比2.8%減、過去5年平均比3.7%減と低水準が続いている。



市場価格は下がらない

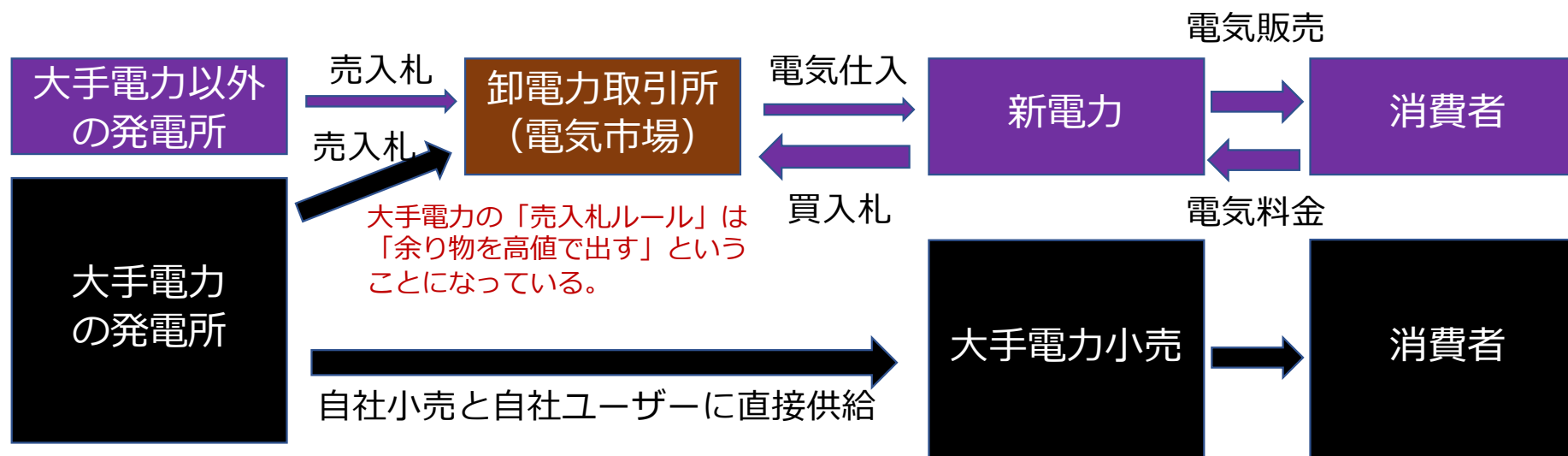


作成：グリーンピープルズパワー

2022年1月からの、毎日の平均価格のグラフ。30分値ではもっと高くなっている日もある。
50円/kWh以上への高騰も問題だが、平均価格で25円/kWhを超え続けていることも問題。
昨年10月以降「最低価格」が、下がらなくなった。

2、市場価格が下がらない本当の理由

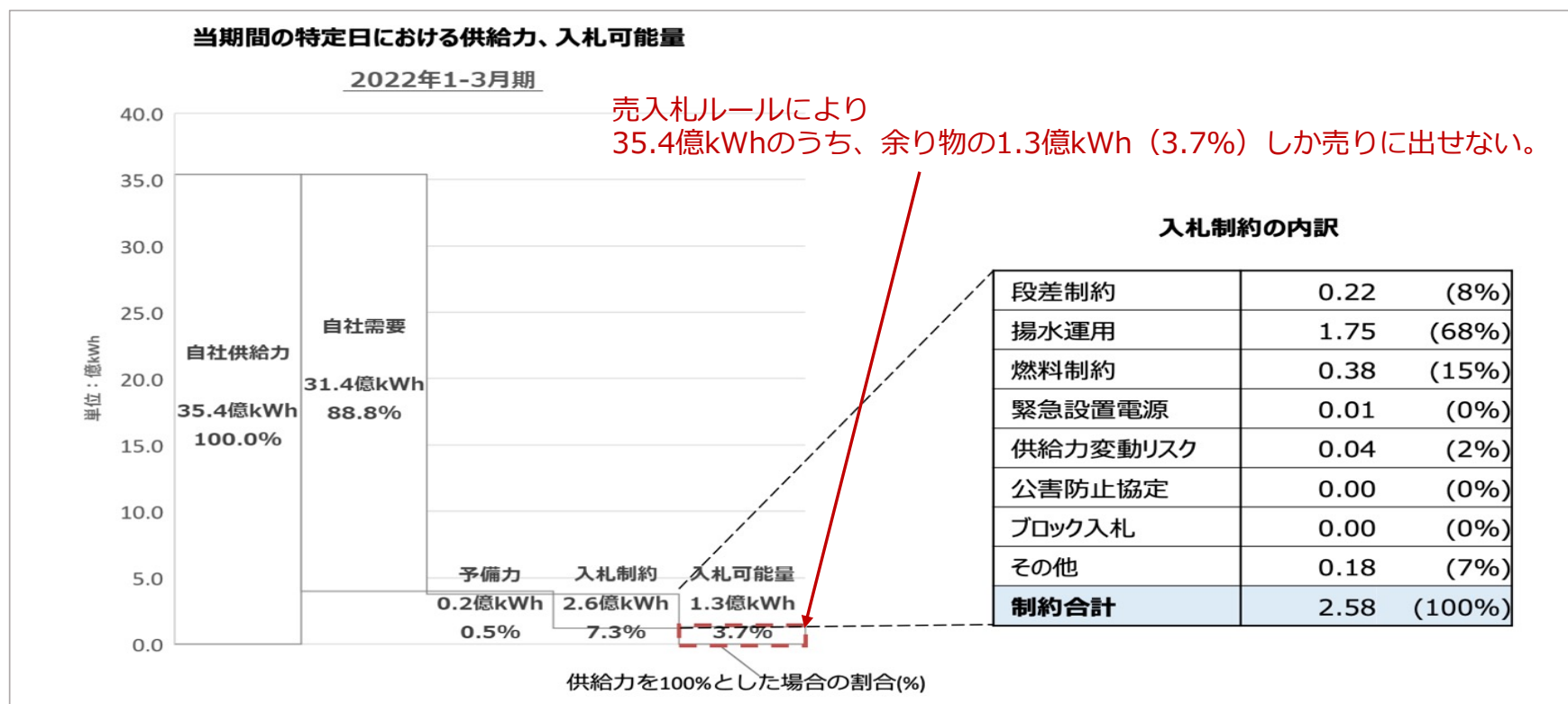
1) 大手電力の電気に依存する市場



大手電力が市場に電気を出す「ルール」は「余り物」。
買入札に対し、売入札が少なければ、売り切れのコマも発生。
それでも、新電力ユーザーは停電はしない。
大手電力側からインバランス 供給を受けるから（送電線から電気は流れる）。
インバランス料金が高額のため、それを避けるために高額での買入札をする会社も多い。

大手電力による市場への売入札ルールの問題

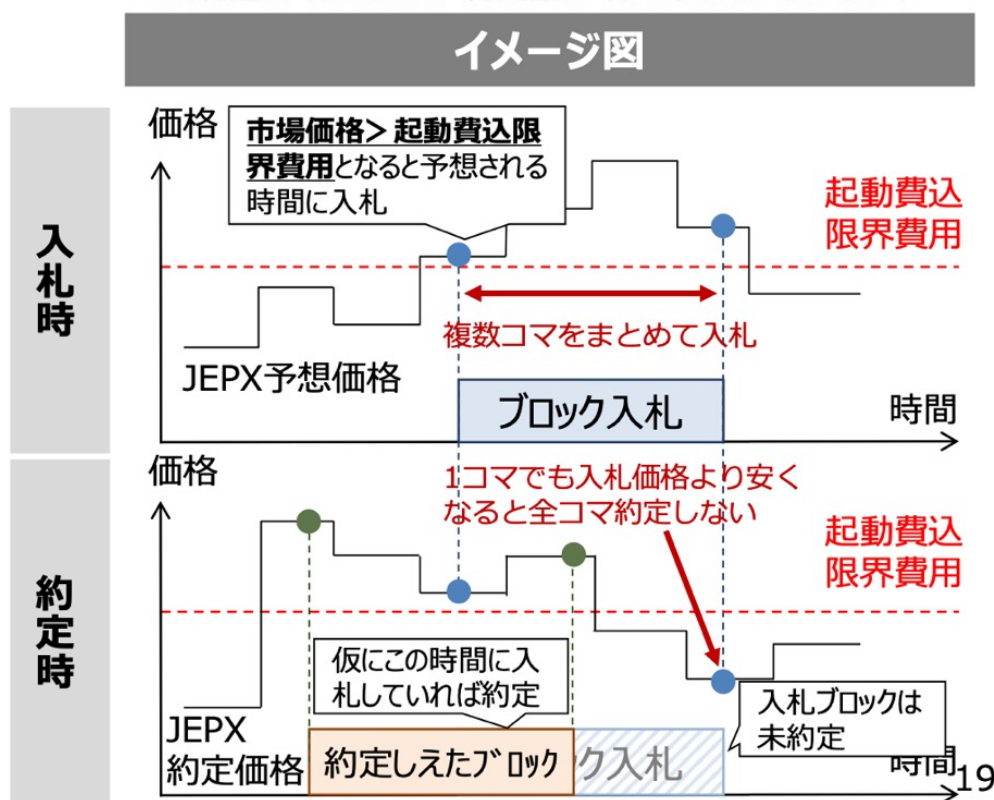
安定供給のためには、常に市場に電気が行き渡ることが必要だが、需要の30%程度の市場のためか軽視されている。安定的に電気が供給される大手の小売に比べ、他の小売は毎日が「ギャンブル」。



出典：経産省 第74回 制度設計専門会合事務局提出資料 ～自主的取組・競争状態のモニタリング報告～（令和4年1月～令和4年3月期） 2022年6月23日

2) 大手電力が市場に売入札するときの価格の問題

入札量は増えるが、約定量が増えるわけではない。



JKM入札：天然ガスの高いスポット市場価格で発電した電気の価格で入札が認められている。
(2021年10月から)

ブロック入札：起動費込限界費用（発電を開始するまでの諸準備のコストを含めた価格）での指値で複数コマ入札。
全コマ約定しないと、全て約定しないという入札方法。見かけ上での「入札量」は多くなるが、約定は少ないので、結果的に市場に流れる電気の量は減る。

3) 厳格な30分同時同量（インバランス 制限）の問題

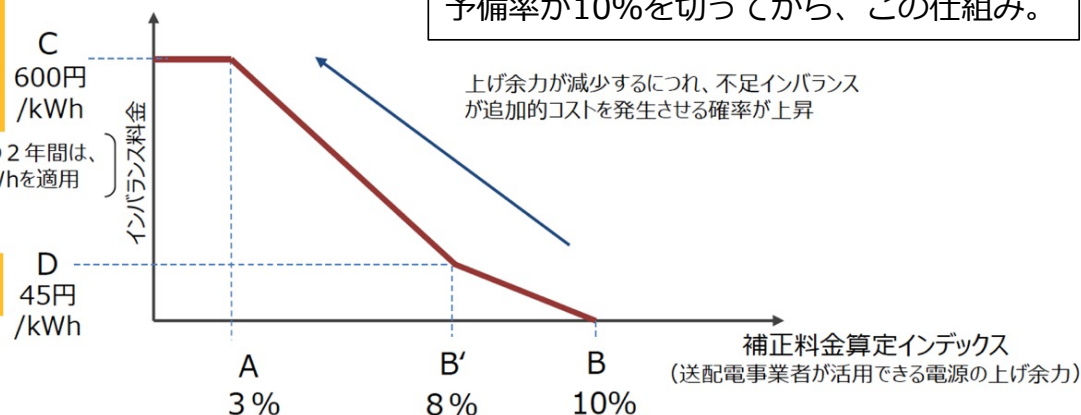
需給ひっ迫時の補正インバランス料金

緊急的に供給力を1kWh追加確保するコストとして、市場に出ていない供給力を新たに1kWh確保するために十分な価格として、新たにDRを追加的に確保するのに必要な価格。

〔2022年度から2023年度までの2年間は、暫定的措置として200円/kWhを適用〕

確保済みの電源 I' のkWh価格を参考に決定。

普段は調整電源の発電コスト
予備率が10%を切ってから、この仕組み。

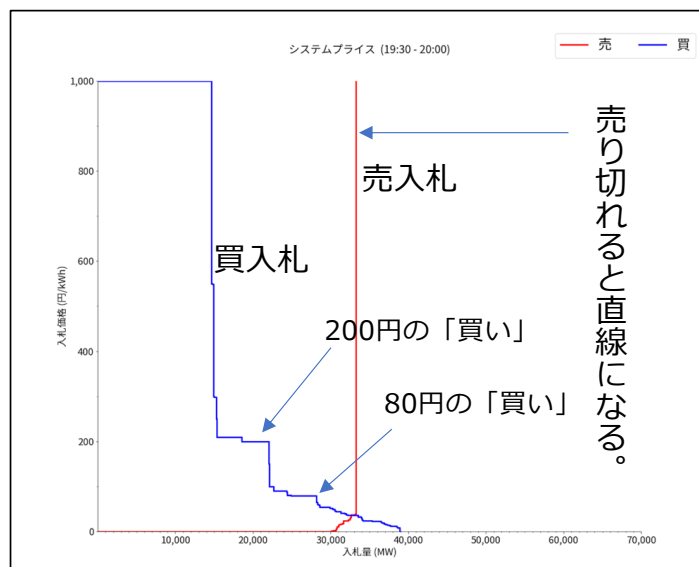


政府が需給ひっ迫警報を発令する水準を参考に決定。

電源 I' を発動が確実になる水準を参考に決定。

電源 I' を発動し始めるタイミングを参考に決定。

22



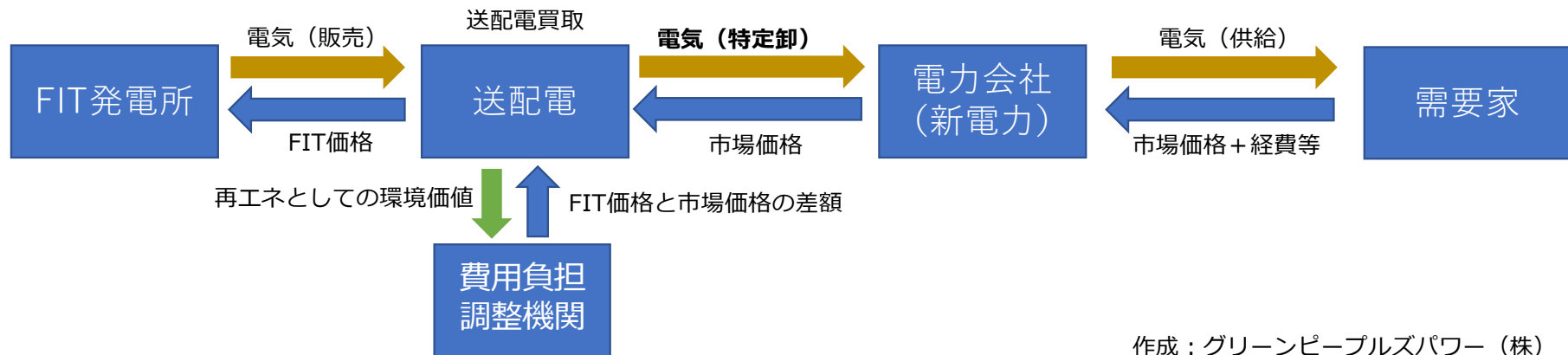
インバランス料金になるのを避けるために、80円/kWhや200円/kWhの「買入札」を入れる新電力が後を絶たない。

2022年4月15日（金）
19時30分から20時までの30分コマの約定カーブ

原理的には売入札を減らせば価格は上がる。

3、FIT特定卸供給の矛盾

電力自由化に伴い「送配電買取」の仕組みが始まった。送配電会社がFIT価格で買取り、FIT発電所と契約を結んだ新電力に電気を渡す（特定卸供給）。

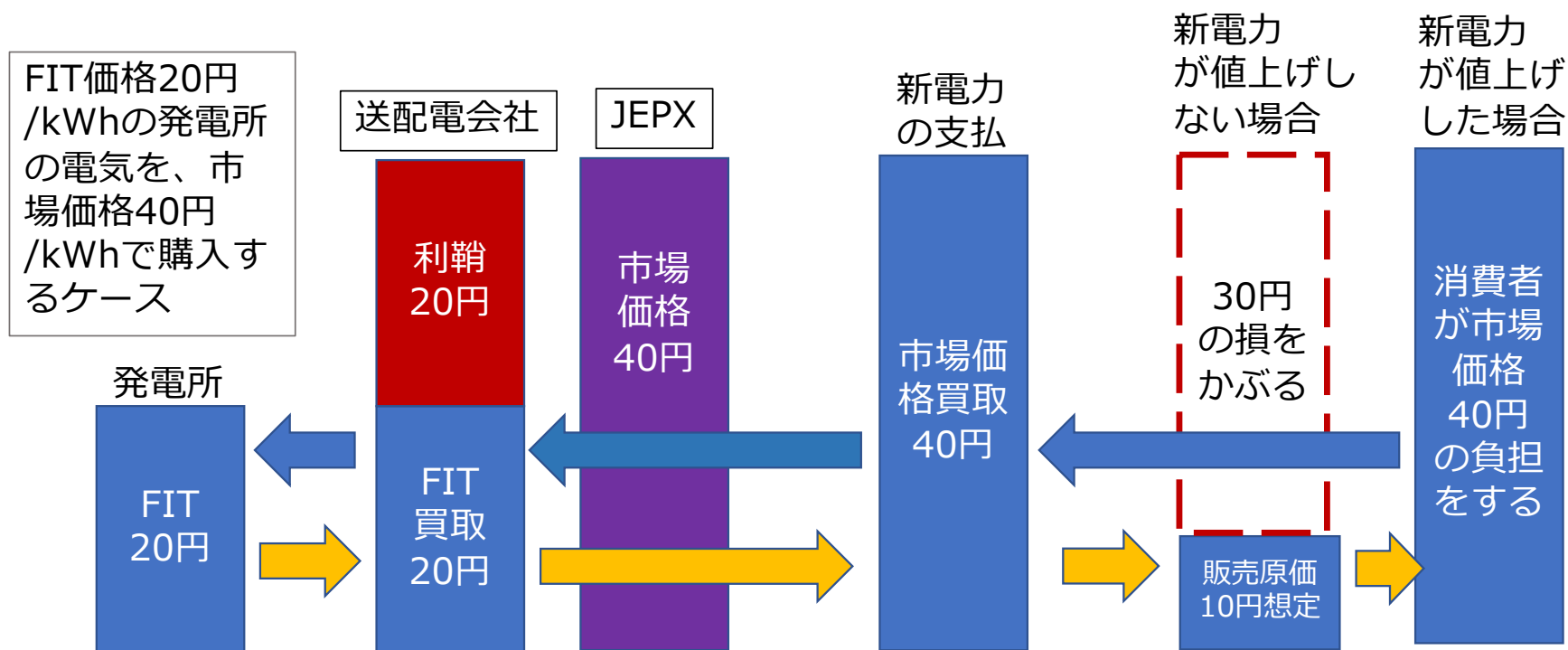


作成：グリーンピープルズパワー（株）

市場価格がFIT価格より小さければ新電力にはメリット。FIT価格の負担がなくなる。
市場価格がFIT価格より大きいと新電力はFIT価格を上回る負担をすることになる。
2021年以降、市場価格はFIT価格より高い傾向にある。

新電力は高騰した市場価格でFIT電気を買わされる

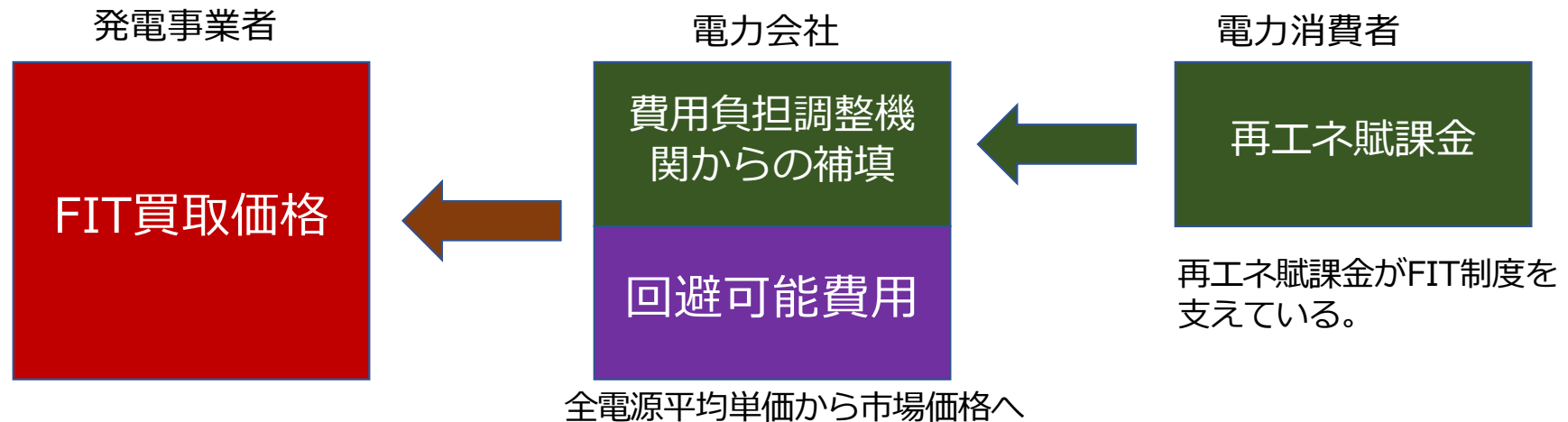
FIT再エネの「特定卸供給制度」は、一度送配電会社を買取り「卸価格」で新電力に渡す仕組み。卸価格は市場価格で、それがFIT価格より高い場合、新電力はFIT価格より高い仕入れを行ったことになる。



作成：グリーンピープルズパワー（株）

新電力は価格差を吸収できず、最終価格に転嫁するため消費者が値上がり分を負担している。

再エネ賦課金と回避可能費用の関係



- 1) 回避可能費用とは、電力会社が再生可能エネルギーを買い取ることにより、**本来予定していた発電を取りやめ、支出を免れることが出来た費用**をいう（経産省の初期資料）。
- 2) 回避可能費用とはFIT電気の買取りを行わなかったとした場合に、**当該FIT電気に相当する量の電気の発電や調達に要する費用**（経産省の最近の審議会資料）。
- 3) 発電の意味から「調達」の意味に変化させている。
「市場価格」は燃料代だけでなく市場の仕組みによっても変化するため、適切な回避可能費用とはいえず、FIT電気をリスクの高い電気に変えた。

回避可能費用の意味が調達費用に変えられた

1) FIT価格は、一般的な発電によって電気を調達する費用よりも高い価格であえて電気を買い取る制度である。

再エネの電気の事業収支を安定させ、金融機関等が投資しやすくする目的を持っている。再エネ発電事業側には、現状でもFIT価格での買取が保証されている。

2) FIT価格で買い取る側は、小売電気事業者から送配電事業者に変化した。

小売電気事業者が買い取った場合には、回避可能費用を超える金額が補填された。

FIT価格が回避可能費用より大きいという前提で作られた制度である。

回避可能費用がFIT価格より大きい場合、差額がなくなるので補填されないだけである。

3) 送配電事業者が買い取った場合、FIT価格が回避可能費用より小さい場合は補填されるが、回避可能費用がFIT価格より大きい場合、「買い取った」FIT価格より高い回避可能費用（市場価格）で、新電力に販売する。

4) 市場価格高騰の状況下では、送配電会社には常に「FIT利鞘」が発生するが、これをFIT価格以上の代金を取られた新電力には返さない。これは巧妙な搾取ではないのか？

これからFIT電気はどこに行くのか？

- 1) 当社（GPP）は、2023年度中に「非FIT再エネ」100%にします。
他社も同様の検討をしており、このままだと新電力では「FIT離れ」が進行する。
大手電力でも特定卸供給となっていれば、同様の「FIT離れ」が起こる可能性がある。
- 2) 新電力が買取を拒否したFIT発電所からの電気は誰が引き受けるのか？
- 3) 大手電力にも「引き受けない自由」がある場合、かなりの量のFIT発電所の電気が買い取られないまま放置されるようになるのではないか？あるいは、FIT期間が残っていても、非FITもしくはFIPでの販売に切り替えざるを得なくなるのではないか？
- 4) 次に引き起こされるのは、途中でFIT販売を諦め、投資回収できなくなって事業を放棄する再エネ発電事業者の大量発生では？
- 5) 電気を売れなくなる、あるいはFITでなくなれば、再エネ賦課金による補填はない。国民負担はその分減るので、それで良いという考えか？

4、完全な電力自由化を求める

1) 大手発電と大手小売、大手送配電会社の完全な分離を

大手電力が電気の市場に対して強い支配力を維持しているのは、電力需要の80%以上の供給力ある発電所を保有し、それと大手小売が同一会社だから。自社ユーザー優先のルールで、市場が軽んじられている。

2) 送電網の完全に公平なアクセスルールを

送配電は分離されても完全に独立しておらず、親会社の傘下であり、公平な運営がなされていない。OCCTO（電力広域的運営推進機関）の所有にするか国営化、最悪でも民間への売却とすべき。その上で、公平で透明性のあるアクセスルールを確立すべき。

3) 託送料金の公平化と透明化

託送料金は純粋に送配電の費用とすべき。

「制御不能費用」のような形で、原発コストなどの発電側費用の持ち込みを禁止する。

4) 総括原価方式で作られた発電所の共有資産化。

総括原価方式とは発電所の建設費を電気代で回収する仕組みであり、建設から20年を経た発電所はコスト回収も終わっている。そのような発電所には、新電力ユーザーの電気代も過去に投入されており、大手電力（発電）から切り離し送配電会社が調整電源として管理することが望ましい。

これら発電所の維持費は、調整費用として託送料金から正規に徴収し、古い発電所に容量拠出金をばらまくような「容量市場」は廃止する。

5) 大手小売の規制料金の完全な廃止。

大手電力小売の規制料金は、市場価格高騰の中でも安く、正当な競争を阻害している。大手電力の経営も圧迫しており、早急に廃止することが健全。

以上を踏まえた質問

- 1、化石燃料価格は下がっているのに、なぜ市場価格は下がらないのか？
- 2、大手電力の日本卸電力取引所（以下「電力市場」という。）への売入札ルールは、自社小売や、契約小売への供給と同程度の優先順位とすべきではないか？
- 3、市場価格高騰の安定化のためには、新電力への厳格な30分同時同量の強制は、やめるべきではないか？
- 4、FIT特定卸供給における回避可能費用は「全電源平均」に戻すか、もしくはFIT価格を上限とする措置をとるべきではないか？
- 5、電力市場を公平な電力取引の場とするためには、大手電力の発電と小売、送配電を経営的にも完全に分離して、電力市場における支配的地位を極力小さくすることが必要ではないか？

ご清聴ありがとうございました。

Green People's Power

グリーンピープルズパワー（株）
東京都新宿区新宿2-4-2 カーサ御苑903
<https://www.greenpeople.co.jp>

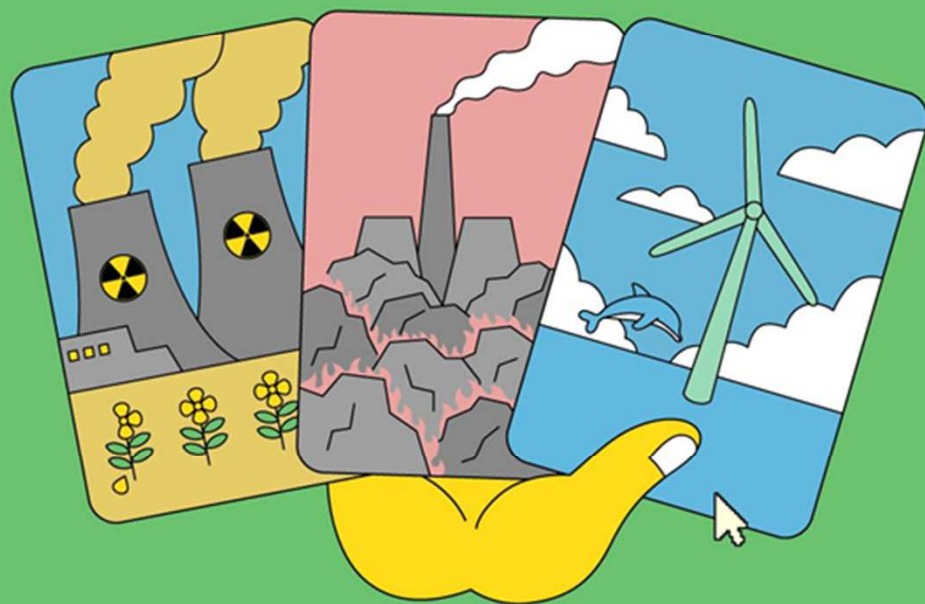
御中

経済産業大臣

再エネ
の未来を
まもろう
でんぎ
の市場価格
高騰に
対策を

POWER SHIFT for THE FUTURE

電気を選んで未来を変えよう



パワーシフトキャンペーンに参加しよう

HOME

NEWS

EVENT

POWER SHIFT

POWER SHIFT

ACTION

POWER SHIFT

POWER SHIFT SUMMIT

3.13

ZOOM

Hello

POWER SHIFT

佐々木依里

Hello

POWER SHIFT

三島のどか

Hello

POWER SHIFT

KOM.1

Hello

POWER SHIFT

中島聖

Hello

POWER SHIFT

東野唯史

Hello

POWER SHIFT

eri

Hello

POWER SHIFT

谷崎テトラ

Hello

POWER SHIFT

あかり

Hello

POWER SHIFT

四角大輔

Hello

POWER SHIFT

小野りあん

Hello, OUR AMBASSADORS of POWER SHIFT

パワーシフトアンバサダープロジェクト

電気は誰もが使うもの
毎月の電気代を、どんな
電力会社に払いますか？

電力会社を選ぶ時、環境、価格、サービス、
災害時の対応など、様々な要素を比較して選ぶ
ことが大切です。

お金のなれを変えよう

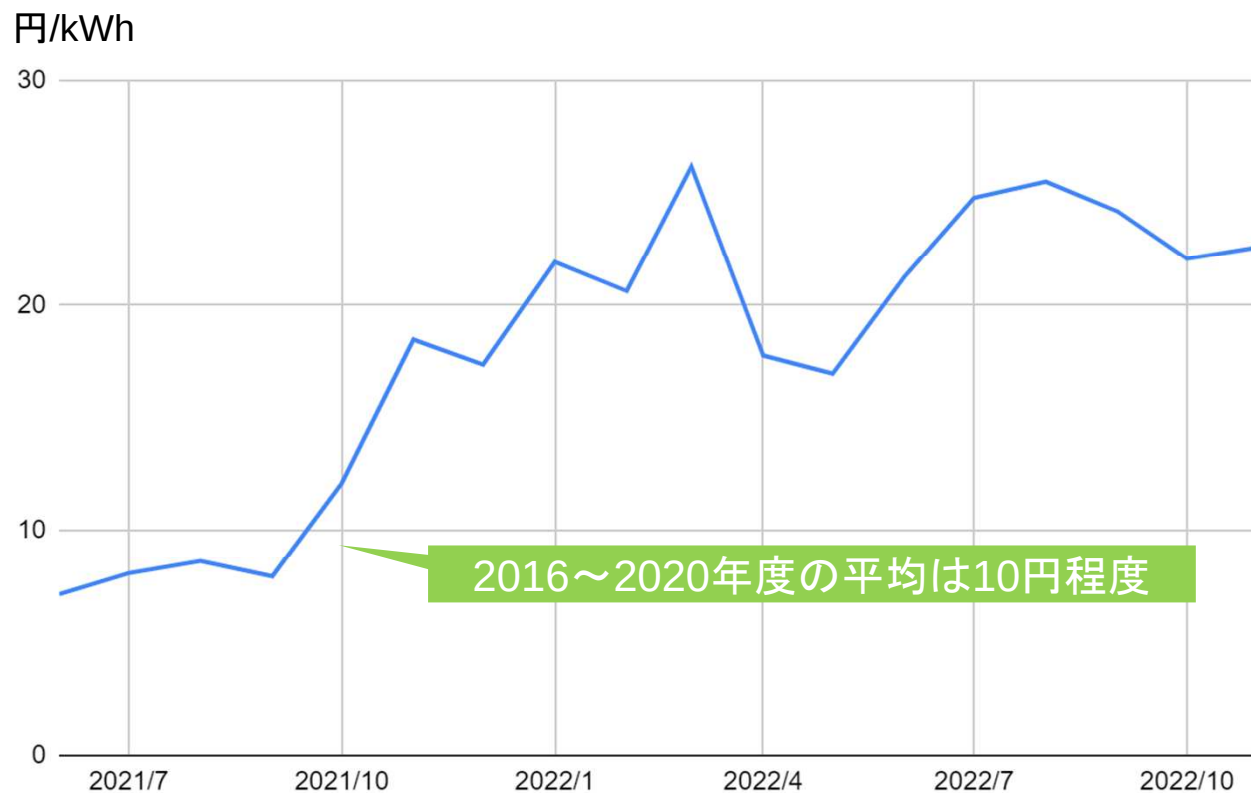
電費とお金のなれ

電力や社会のあり方を変えよう

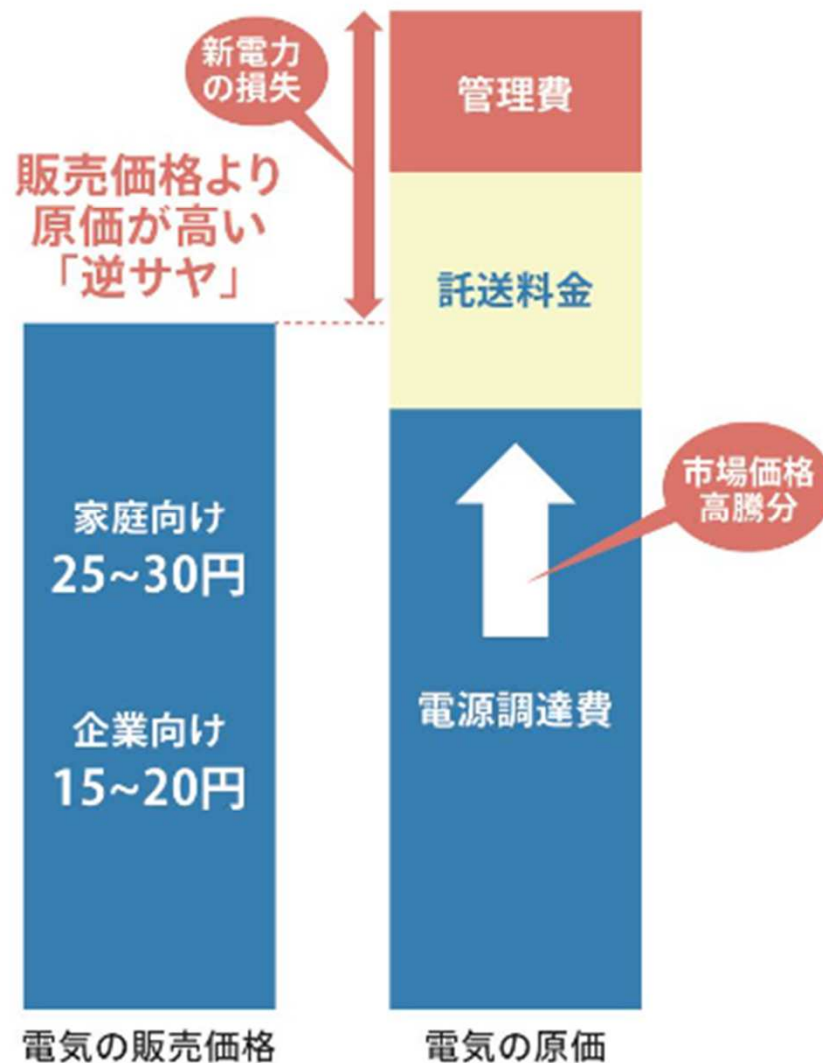
自然エネルギーの電気を選ぼう

市場価格高騰が続いています！

電力市場価格の推移（全国平均、月別）



■電気の販売価格と原価

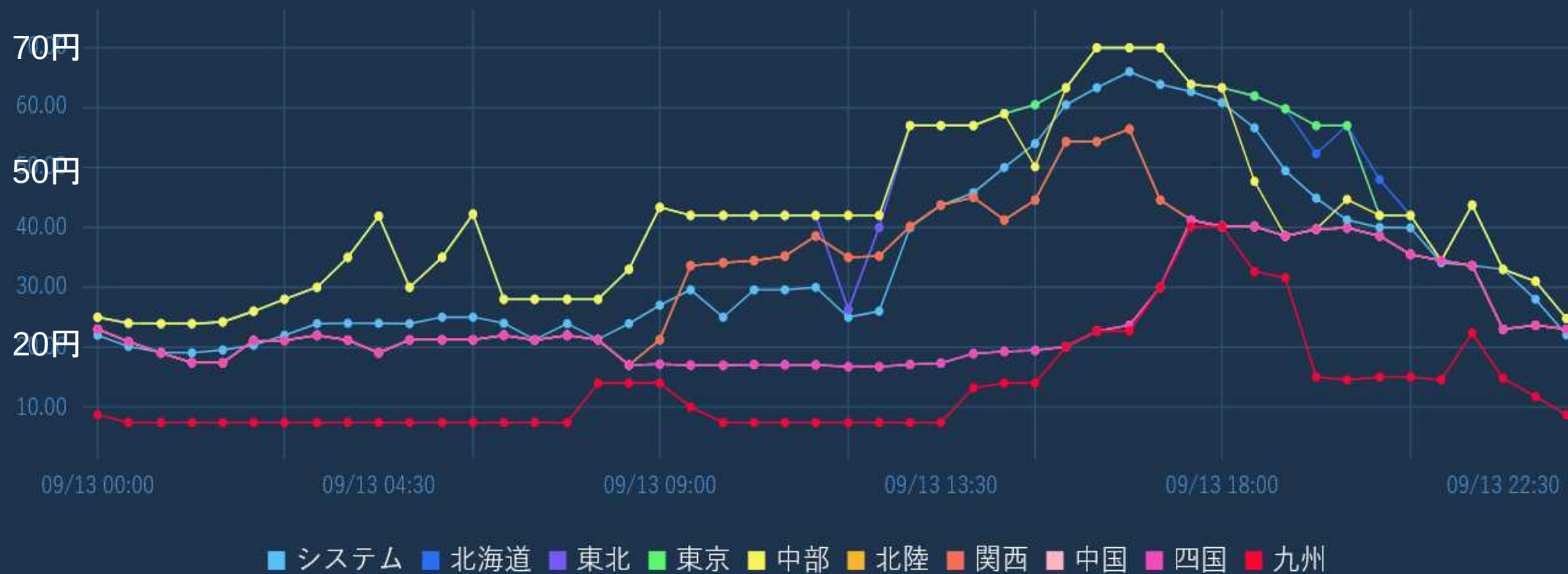


2022年09月13日受渡分のJEPXスポット取引価格

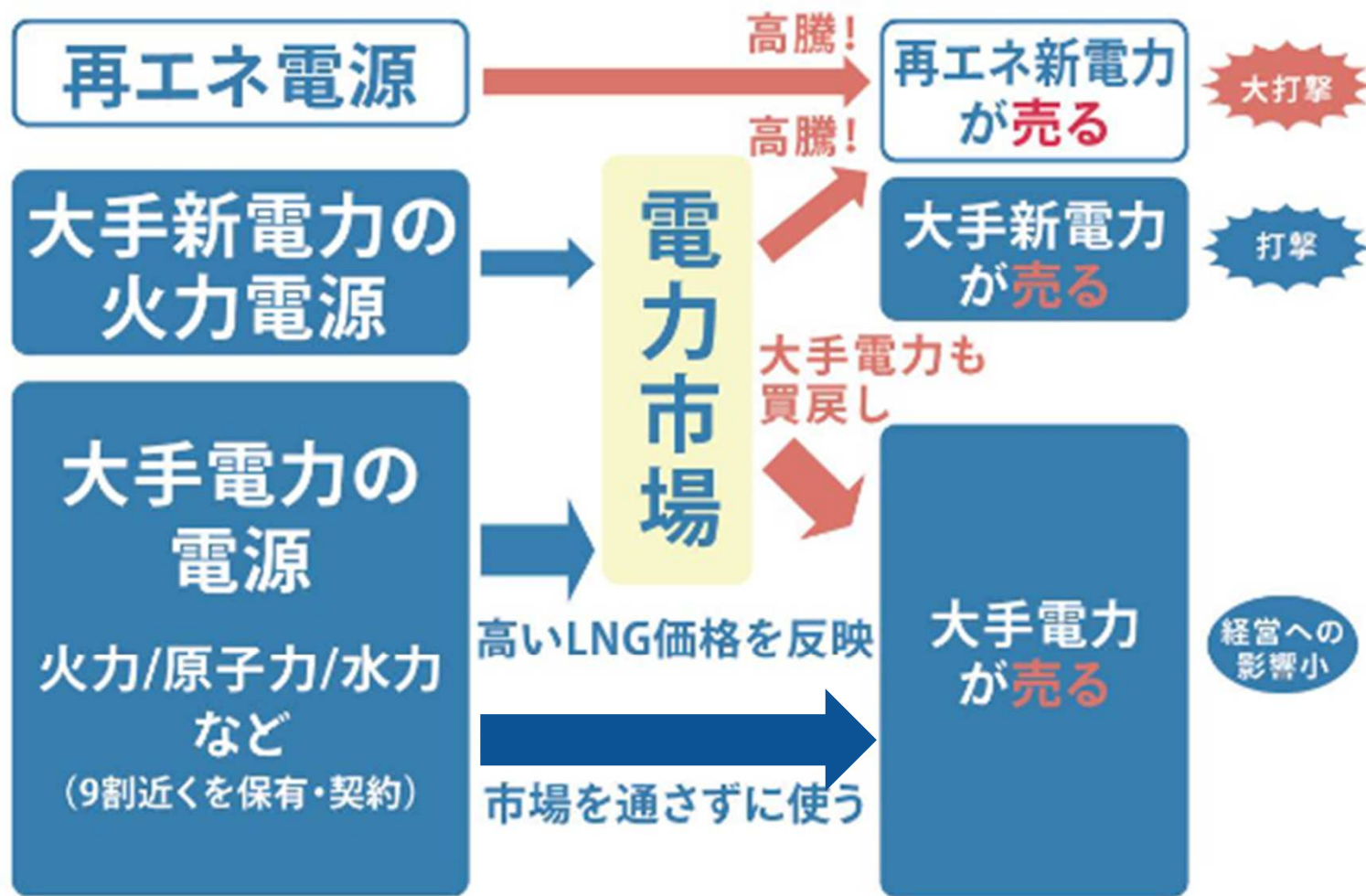
日時を選択する

NORMAL AVERAGE

DAY WEEK MONTH

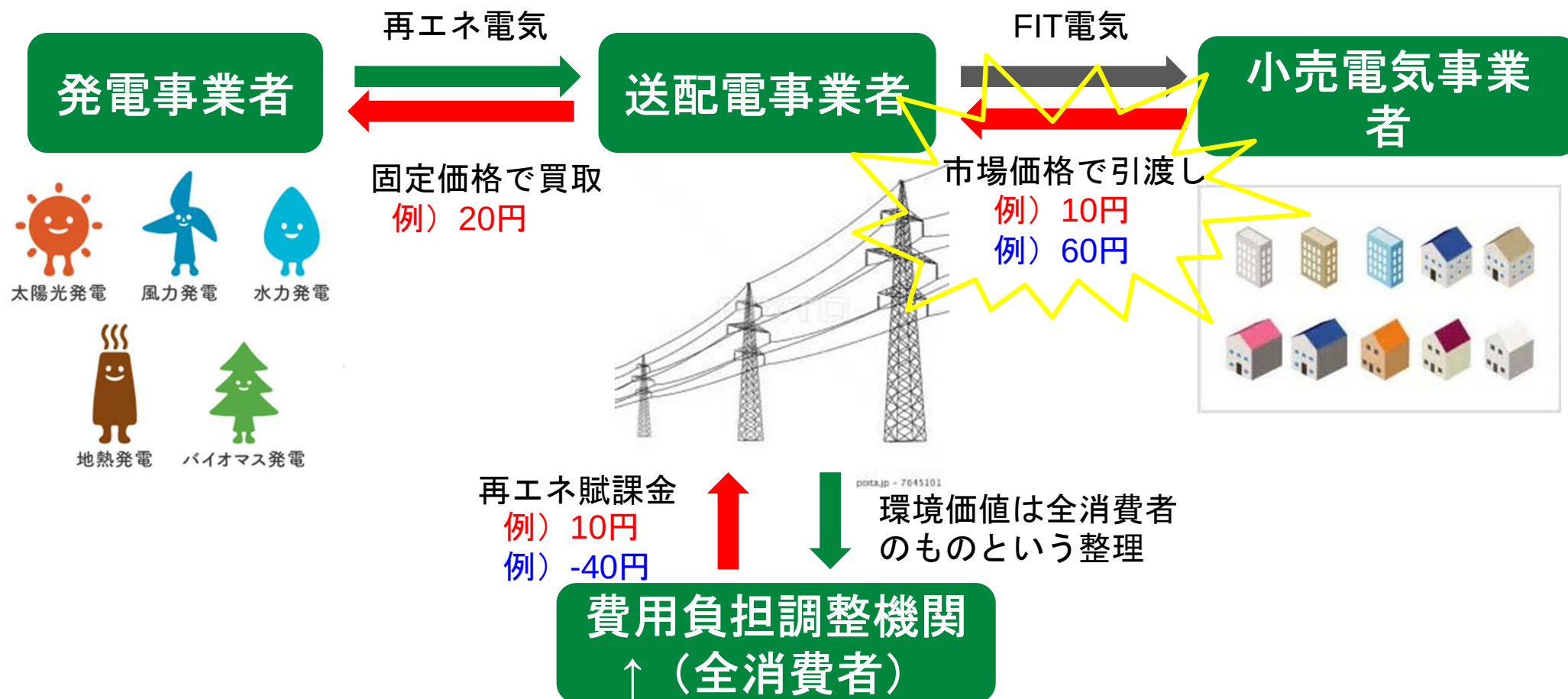


■電力市場の状況



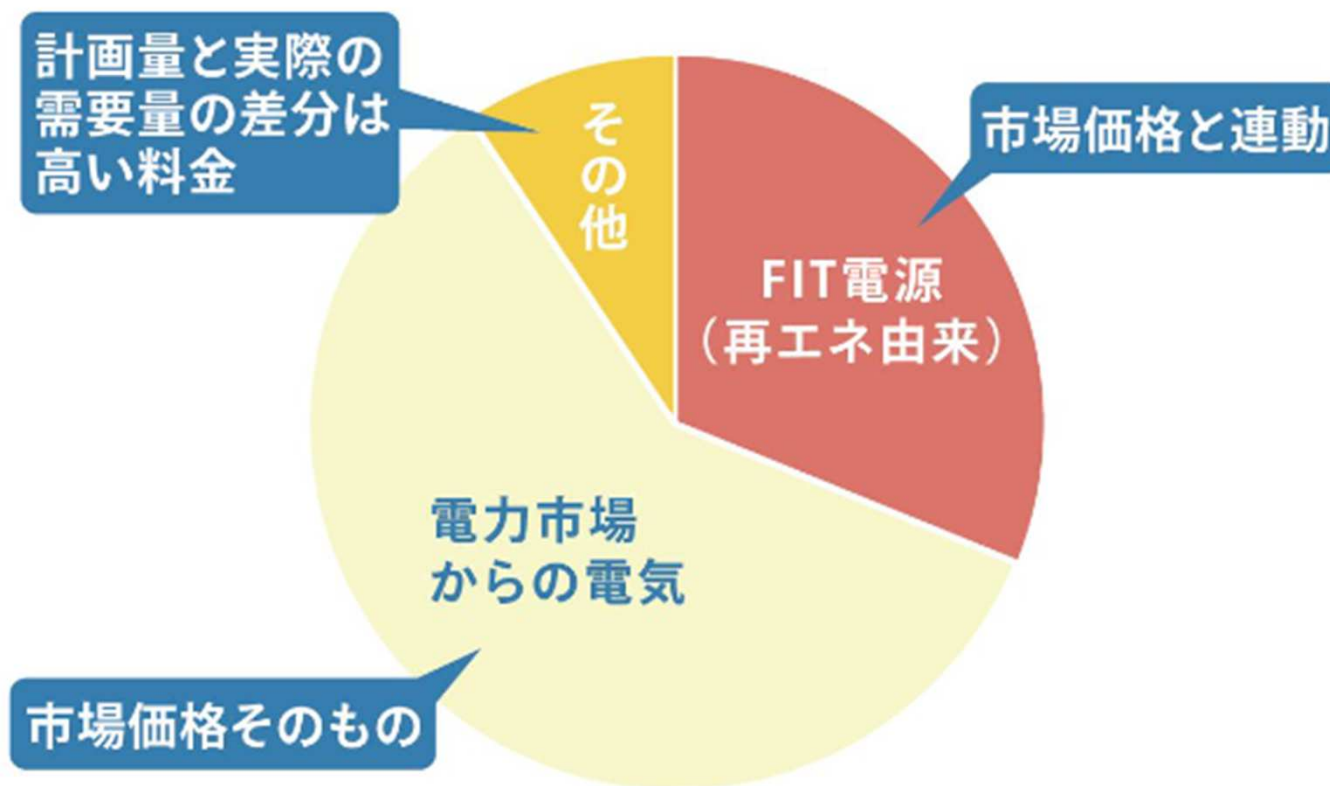
大手電力が実質的に市場操作可能

FIT電気の買取価格は市場価格に連動（2017年度～）



再エネ重視の新電力はFIT電気や市場からの調達が比較的多い

■再エネ新電力の電源構成の例



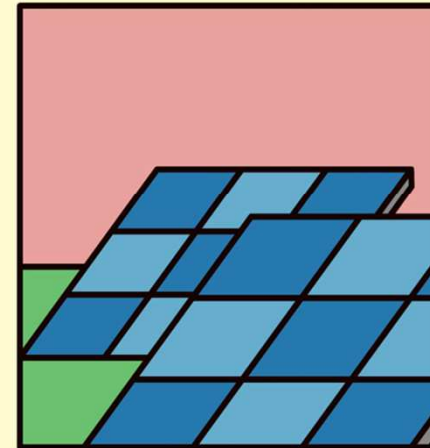
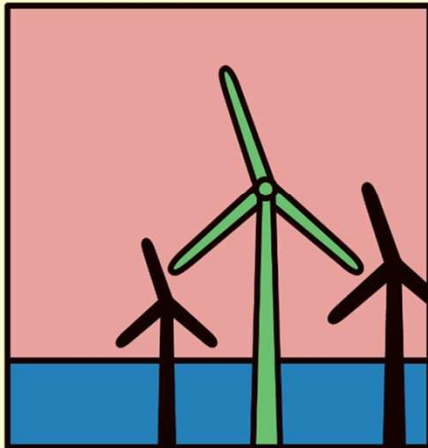
高騰がとくに影響！



朝日新聞

自治体・地域新電力の可能性と
市場価格高騰

2022調査報告書



2022年12月 パワーシフト・キャンペーン運営委員会 / 朝日新聞社

自治体・地域新電力一覧（調査対象）

番号	小売電気事業者名／新電力事業名称	自治体 出資
1	(株)karch	○
2	久慈地域エネルギー(株)	○
3	宮古新電力(株)	○
4	陸前高田しみんエネルギー(株)	○
5	(同) 北上新電力	×
6	気仙沼グリーンエナジー(株)	○
7	(一社) 東松島みらいとし機構	○
8	(株)かみでん里山公社	○
9	(株)かつのパワー	○
10	ローカルでんき(株)	×
11	(株)やまがた新電力	○
12	おきたま新電力(株)	×
13	そうまIグリッド(同)	○
14	大熊るるん電力(株)	○
15	葛尾創生電力(株)	○
16	宇都宮ライトパワー(株)	○
17	(株)おおた電力	○
18	(株)中之条パワー	○
19	ふかやeパワー(株)	○
20	本庄ガス(株)	○
21	(株)ところざわ未来電力	○
22	秩父新電力(株)	○
23	銚子電力(株)（取次）	○
24	(株)成田香取エネルギー	○
25	(株)CHIBAむつざわエナジー	○
26	東京エコサービス(株)	○
27	府中・調布まちなかエナジー(株)	×
28	横浜ウォーター(株)	○
29	湘南電力(株)	×
30	新潟スワンエナジー(株)	○

番号	小売電気事業者名／新電力事業名称	自治体 出資
31	(株)なんとエナジー	○
32	金沢エナジー(株)（小売事業未実施）	○
33	加賀市総合サービス(株)（小売事業撤退）	○
34	長野都市ガス(株)	○
35	(一社)塩尻市森林公社（小売事業休止）	○
36	丸紅伊那みらいでんき(株)	○
37	飯田まちづくり電力(株)	×
38	ながの電力（取次）	○
39	恵那電力(株)	○
40	かけがわ報徳パワー(株)	○
41	スマートエナジー磐田(株)	○
42	(株)浜松新電力	○
43	(株)三河の山里コミュニティパワー	×
44	穂の国とよはし電力(株)	○
45	(株)岡崎さくら電力	○
46	松坂新電力(株)	○
47	こなんウルトラパワー(株)	○
48	亀岡ふるさとエナジー(株)	○
49	たんたんエナジー(株)	×
51	(一財) 泉佐野電力	○
50	(株)能勢・豊能まちづくり	○
52	(株)ほくだん	○
53	いこま市民パワー(株)	○
54	(株)三郷ひまわりエナジー	×
55	(株)とっとり市民電力	○
56	(株)中海テレビ放送	○
57	ローカルエナジー(株)	○
58	南部だんだんエナジー(株)	○
59	いずも縁結び電力(株)	○

番号	小売電気事業者名／新電力事業名称	自治体 出資
60	奥出雲電力(株)	○
61	おおなんきりエネルギー(株)（登録申請中）	○
62	(株)美作国電力	○
63	福山未来エナジー(株)	○
64	東広島スマートエナジー(株)	○
65	うべ未来エネルギー(株)	○
66	みよしエナジー(株)	○
67	高知ニューエナジー(株)	○
68	(株)北九州パワー	○
69	Cocoテラスたがわ(株)	○
70	やめエネルギー(株)	×
71	みやまスマートエネルギー(株)	○
72	(株)ながさきサステナエナジー	○
73	(株)西九州させぼパワーズ	○
74	五島市民電力(株)	×
75	(株)ミナサボ	○
76	(株)唐津パワーホールディングス	×
77	スマートエナジー熊本(株)	○
78	ネイチャーエナジー小国(株)	○
79	(株)球磨村森電力	×
80	うすきエネルギー(株)	×
81	(株)ぶんごおおのエナジー	○
82	新電力おおいた(株)	○
83	まちづくりたけた(株)（取次）	○
84	グリーンシティこばやし(株)	○
85	ひむかコミュニティパワー(株)	×
86	Miraiつのエナジー(株)	○
87	ひおき地域エネルギー(株)	○
88	(株)いちき串木野電力	○
89	おおすみ半島スマートエネルギー(株)	○

・自治体が出資もしくは協定等により関与する新電力
（小売電気事業者・取次事業者）

→89者
（うち休止等4者）

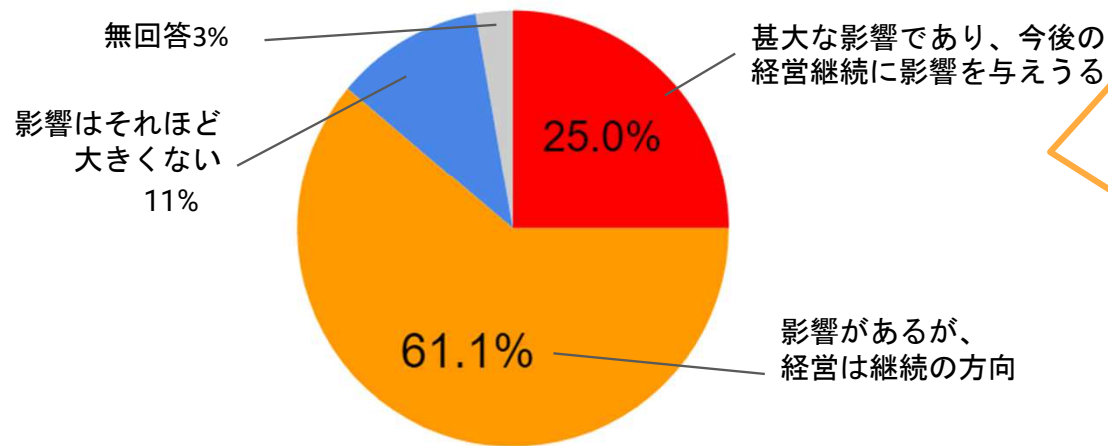
・自治体出資あり
→73者
・その他の関わり
→16者

・関連自治体が脱炭素先行地域に採択
→16者

うち72者より
回答を得た

【市場価格高騰の影響について】

市場価格高騰が6～7月の水準で今後も続いた場合の経営への影響見通し
(%、単数回答、n=72)

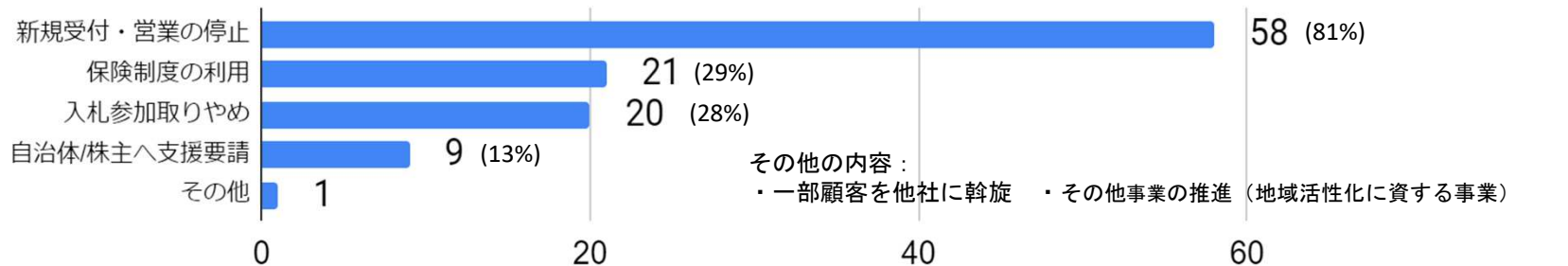


- ・4月より自治体への供給は市場連動としたが、2022年1～6月で約3千万円ほどの損失を被った。
- ・逆ザヤ状況に陥り毎月赤字が続く、粗利で赤字の状況が継続。
- ・公共施設への供給割合が多いので、今後想定される市場連動型の料金設定に対応することは困難である。

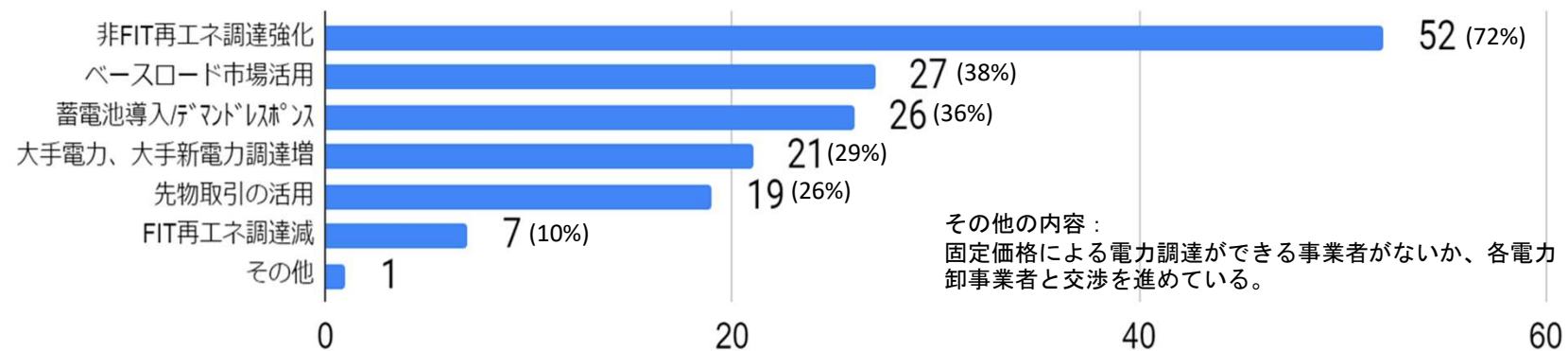
- ・経営的にはギリギリの状況で、本来の目的であった電気収益を利用しての地域課題の解決を行うことがあまりできずにいる。
- ・2021年度は親バランシンググループから固定価格で調達していたが、2022年4月以降は30%ほどJEPX(日本卸電力取引所)から仕入れるため、夏季・冬季は経営が危ぶまれるほどの影響、大幅な営業赤字が見込まれる状況である。
- ・市場価格が2～3倍になっているので影響は甚大。

【市場価格高騰への対策について】

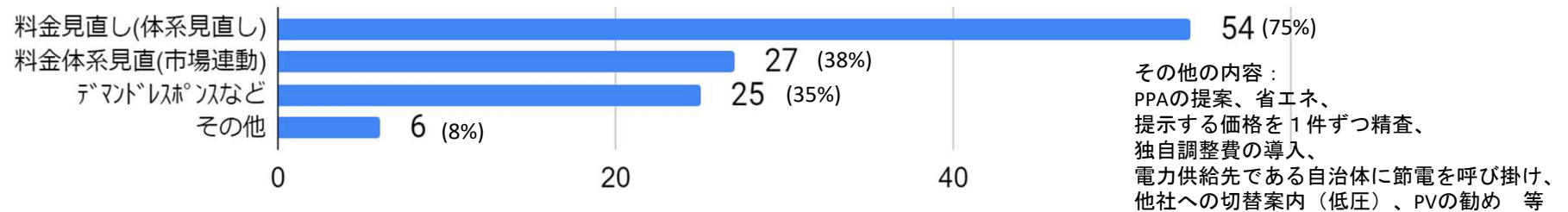
1) 経営面の対策（件、複数回答、n=72）



2) 市場価格高騰への電源調達に関する対策（件、複数回答、n=72）



3) 市場価格高騰への需要家向けの対策（件、複数回答、n=72）



【市場価格高騰への対策、国への要望】

＜卸電力市場の運営の改善＞ 19件

- ・自律分散型地域づくりのため、まずは市場の安定化（例えば緊急で30円/kWhをストップ高に）などを図っていただきたい。あと5年猶予を頂ければ脱炭素を進め、地域電源を増やし、体力をつけることができる。
- ・JEPXの市場価格高騰を抑制するため、経済産業省による指導・監視等の強化。

＜FIT電気の引渡し価格（回避可能費用）が市場価格に連動するしくみの見直し・改善＞ 11件

- ・FIT特定卸供給制度について、FIT価格を上限とする市場連動としていただきたい。
- ・FIT電源の交付金算定について、特に地産地消の電源については市場連動性としない。

＜自治体・地域新電力への支援＞ 4件

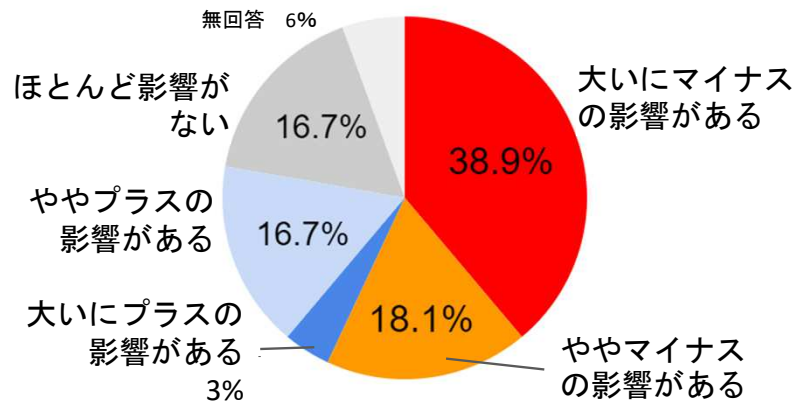
- ・一定程度の公共性が認められる自治体新電力の電源建設への助成金。
- ・地域自治体新電力の経営が安定しまちづくりに貢献できるよう、国としての支援施策を打ち出し応援を。
- ・融資が受けやすいようにしてほしい。

＜大手電力と新電力の公平な競争環境を＞ 3件

- ・旧一電からの卸電力販売に関する内外無差別の徹底をお願いしたい。
- ・旧一般電気事業者の電源・発電状況の開示の指示。
- ・公平な卸電力市場の形成をお願いしたいと思います。大手と小規模事業者であまりにも経営環境が違う。

【自治体の気候変動政策との関係】

市場価格高騰は、関連自治体の気候変動政策に影響を与えられますか？（%、単数回答、n=72）



●マイナスの影響として挙げられた点

＜自治体地域新電力は、自治体気候政策の重要な担い手、政策実現手段の一つ＞

- ・ 地域新電力を使った地域課題解決モデルが破綻する。
- ・ 地域新電力の経営が成り立たなくなれば、地域新電力を「使って」実現しようとしていた自治体のエネルギーの地産地消の計画を推進することが難しくなる。

＜自治体の財政を圧迫する＞

- ・ 市場価格高騰に伴い、電気料金の値上げにより、自治体の追加の予算措置が必要となる。
- ・ 本来は教育や福祉のために使われるはずの予算が、電気代に費やされてしまう。

●プラスの影響として挙げられた点

＜地域の再エネ電源を増やす契機となっている＞

- ・ 市場価格の高騰によって相対的に「非FIT再エネ」の価格が競争力を持つようになれば、これを増やし調達する契機になりうると考える。
- ・ 地元の非FIT電源を使おうという動きは大きく進んでいる。

＜エネルギー政策を自治体が自ら考える機会となっている＞

- ・ 引き続き安いエネルギーを求めるのか、多少高くても安定したエネルギーを求めるのか、エネルギーとはそもそもどんなアイテムなのか考えなおすきっかけにはなっており、これまで以上にエネルギーを行政運営上の戦略的アイテムとして捉える自治体は増えるはず。

再エネ社会へのシフトを加速するために 今こそ抜本的な対応を求めます。

1. 市場価格高騰の原因となっている、大手電力と新電力の不平等な競争状況を是正してください。
大手電力の内部取引価格の公開と監視を進めてください。
2. 高い価格がつきやすくなっている現在の電力市場制度を早急に改善してください。
3. 再エネ由来のFIT電気の価格が市場価格に連動しているしくみを変えてください。

欧州と日本のエネルギー危機

- 原子力は解決策になりうるか？ -

都留文科大学地域社会学科

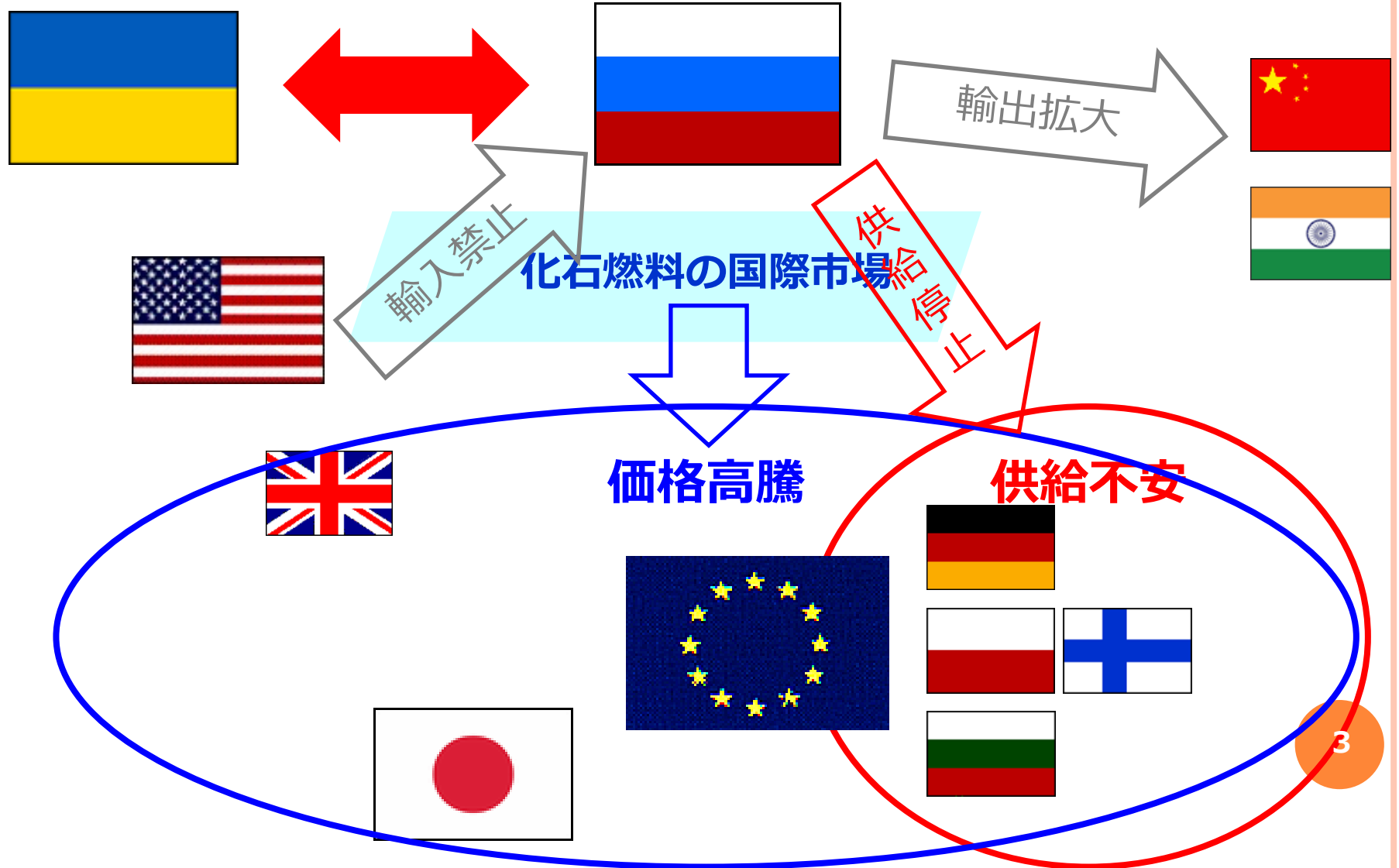
高橋 洋

Takahashi-h@tsuru.ac.jp

①欧州のエネルギー危機

エネルギー危機の構図

ロシア：化石燃料輸出大国



化石燃料輸出大国ロシア

純輸出量 (2020年)

1 位

天然ガス

ロシア
(7.91 EJ)

2 位

カタール
(4.72 EJ)

3 位

ノルウェー
(3.91 EJ)

4 位

オーストラリア
(3.72 EJ)

5 位

米国
(2.74 EJ)

原油

ロシア
(15.25 TJ)

サウジアラビア
(14.7 TJ)

イラク
(9.24 TJ)

カナダ
(6.94 TJ)

UAE
(5.03 TJ)

石炭

オーストラリア
(10.5 EJ)

インドネシア
(8.9 EJ)

ロシア
(5.0 EJ)

南アフリカ
(1.7 EJ)

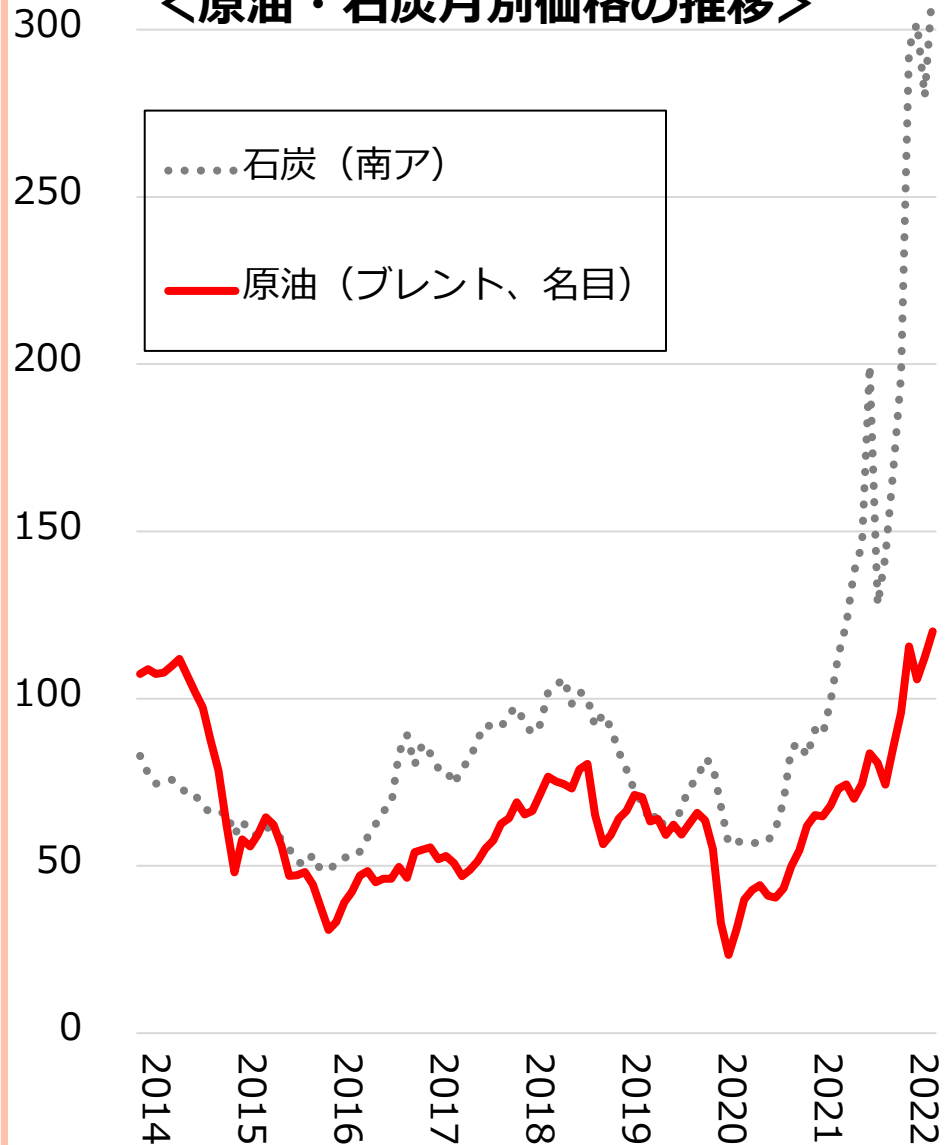
米国
(1.6 EJ)

世界の化石燃料価格の高騰

出所：世界銀行ウェブサイト

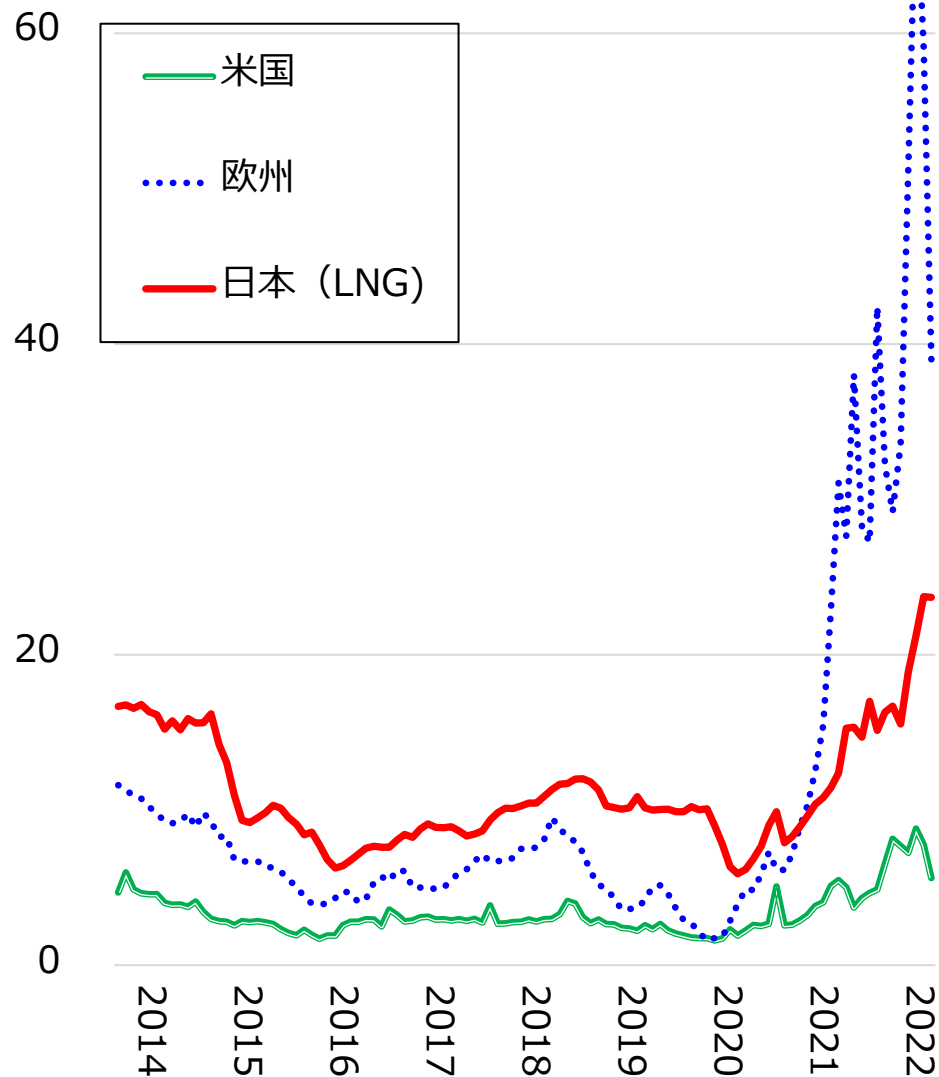
(原油：US\$/bbl)
(石炭：US\$/mt)

＜原油・石炭月別価格の推移＞



(US\$/mmbtu)

＜天然ガス月別価格の推移＞



欧州のエネルギー危機

● 欧州連合：ロシア産化石燃料の輸入禁止

- ・ 石炭禁輸：22年8月～
- ・ 原油の90%の禁輸：22年12月～
- ・ 天然ガスの禁輸：27年～

⇒化石燃料価格の高騰

● ドイツ

- ・ ロシアがノルドストリーム経由の天然ガス輸出を停止
- ⇒節ガス、LNGターミナルの建設
- ⇒2022年12月の脱原発の期限を 4 ヶ月延長

● フランス・イギリス

- ・ 原発の新增設を表明

⇔22年7月：EDFを完全国有化

● ウクライナ

- ・ ロシアがザポリージャ原発等を攻撃

②日本のエネルギー危機

日本：化石燃料の海外依存（2021年）

(%)

原油

総輸入量
1.36億kl

(輸入率99.6%)

サウジアラビア,
42.5

UAE,
29.9

カタール, 8.3

クウェート, 8.6

ロシア, 3.6

その他,
7.1

天然ガス

総輸入量
7,636万トン

(輸入率97.9%)

オーストラリア,
37.2

マレーシア,
13.7

カタール, 11.9

ロシア, 8.4

米国, 8.1

ブルネイ, 5.3

その他,
15.4

石炭

総輸入量
1.73億トン

(輸入率99.7%)

オーストラリア,
61.5

インドネシア,
15.0

ロシア, 11.6

米国, 5.2

カナダ, 5.6

その他, 1.1

EUのロシア依存度

- ・ 天然ガス：46%
- ・ 原油：27%
- ・ 石炭：46%⁸
(2021年、欧州委)

電力価格高騰と電力難民問題

●火力燃料の価格高騰による電力スポット価格高騰

⇒小売り価格の継続的な逆ザヤ

- ・燃料費調整制度：3ヶ月後、1.5倍の上限の廃止
- ・大手電力：10社中5社が21年度最終損益で赤字

⇒標準メニューの値上げへ

●新電力の契約停止・撤退・倒産

- ・21年度の停止・撤退・廃業：31社/全706社
- ・大手電力も新規契約停止

⇒6月までの停止・撤退・廃業：104社（帝国データバンク）

⇒「電力難民」企業の発生

- ・契約できない企業：最終保障供給へ殺到
- ・2月875件⇒5月1.3万件⇒8月3.5万件

⇒最終保障料金の値上げ

(円/kWh)

電力スポット価格の高騰

<日別平均単価の推移：12月1日～11月30日>

出所：日本卸電力取引所ウェブサイト
システム価格（30分値）の日別平均

—●— 2021-2022
..... 2020-2021
- - - 2019-2020
—— 2018-2019
—— 2017-2018

0

20

40

60

80

100

120

140

12月

1月

2月

3月

4月

5月

6月

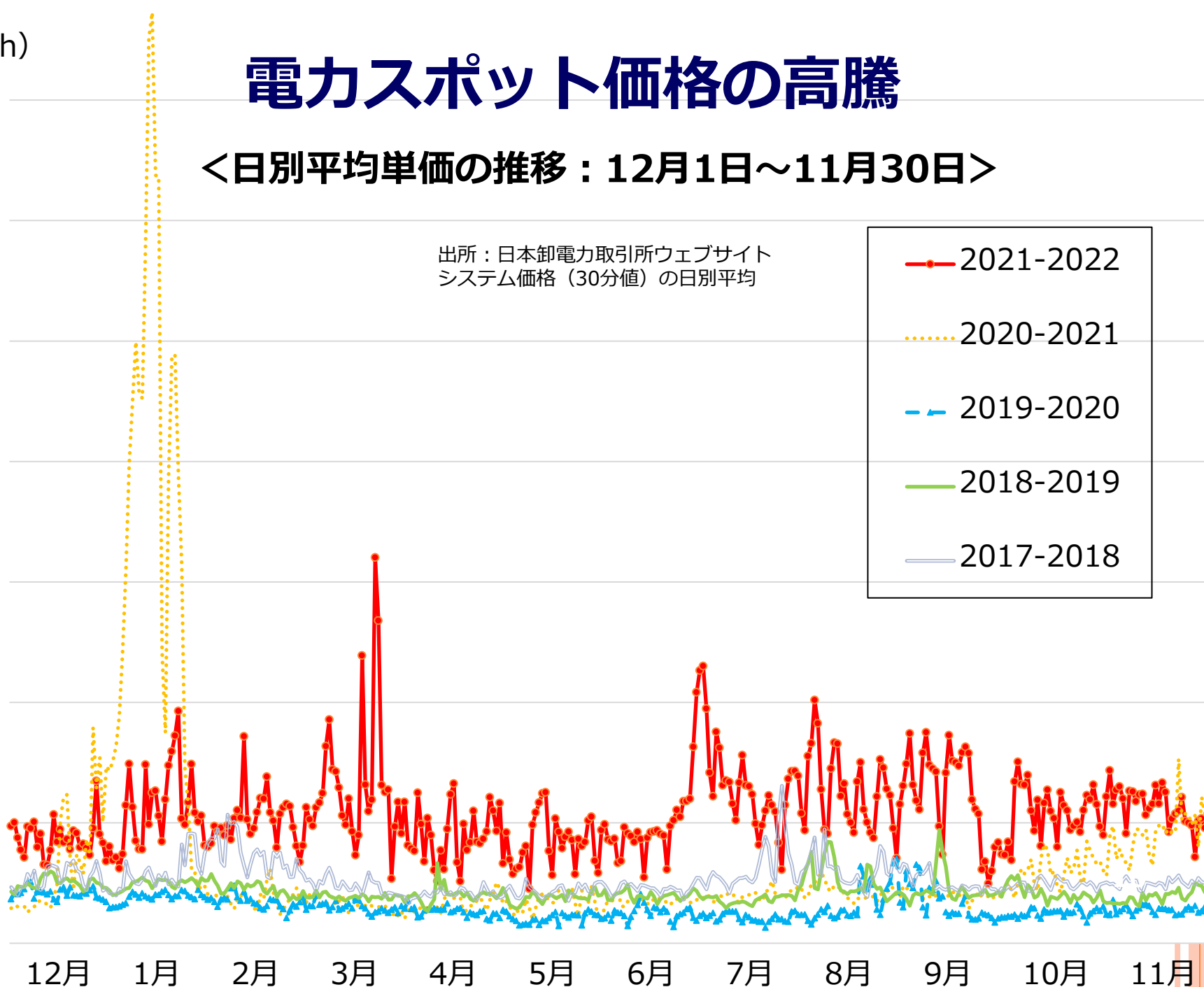
7月

8月

9月

10月

11月



電力の需給ひっ迫

①3/16：福島沖地震による停電

- ・火力発電6.5GWの運転停止

⇒東電管内210万戸、東北電管内16万戸の負荷遮断

②3/22：需給ひっ迫警報（東電管内：予備率マイナス）

- ・引き続き火力発電3.3GW停止＋磯子火力等1.3GW計画外停止
- ・東北－東京間の連系線運用容量2.5GW低下
- ・真冬並み低気温3.7度：最大需要48.4GW

※悪天候下のPVのせい？：実績174万kW > 見通し39万kW

③6/27-30：需給ひっ迫注意報（東電管内：予備率5%以下）

- ・引き続き火力発電運転停止
- ・6月で史上初の猛暑日が連続：最大54.9GW < 年間最大需要59.3GW

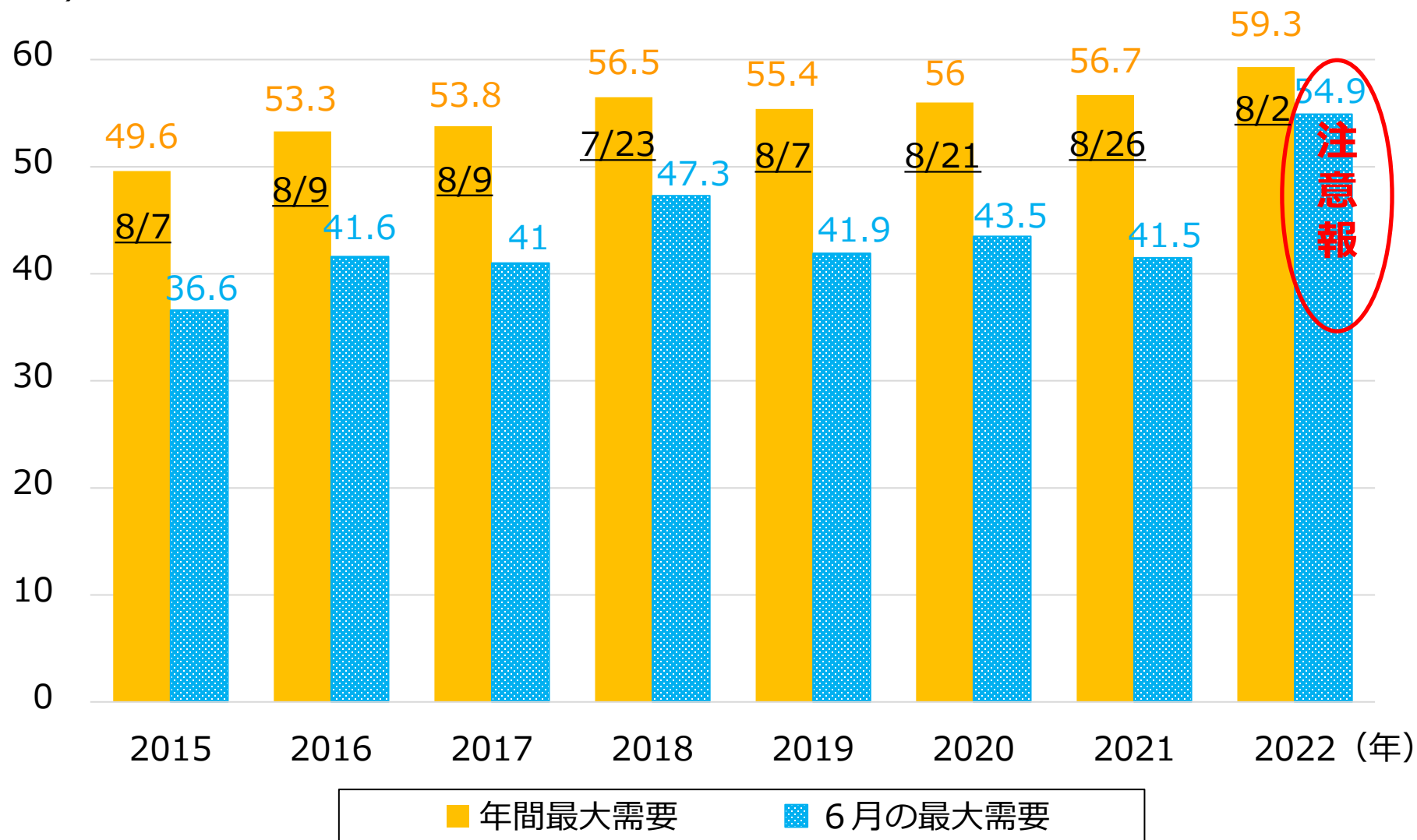
11

⇒いずれも回避：電力融通、老朽火力、節電 ⇔ 脱炭素の行き過ぎ？

全国的・継続的な供給力不足？

＜東京電力管内の最大需要：年間と6月＞

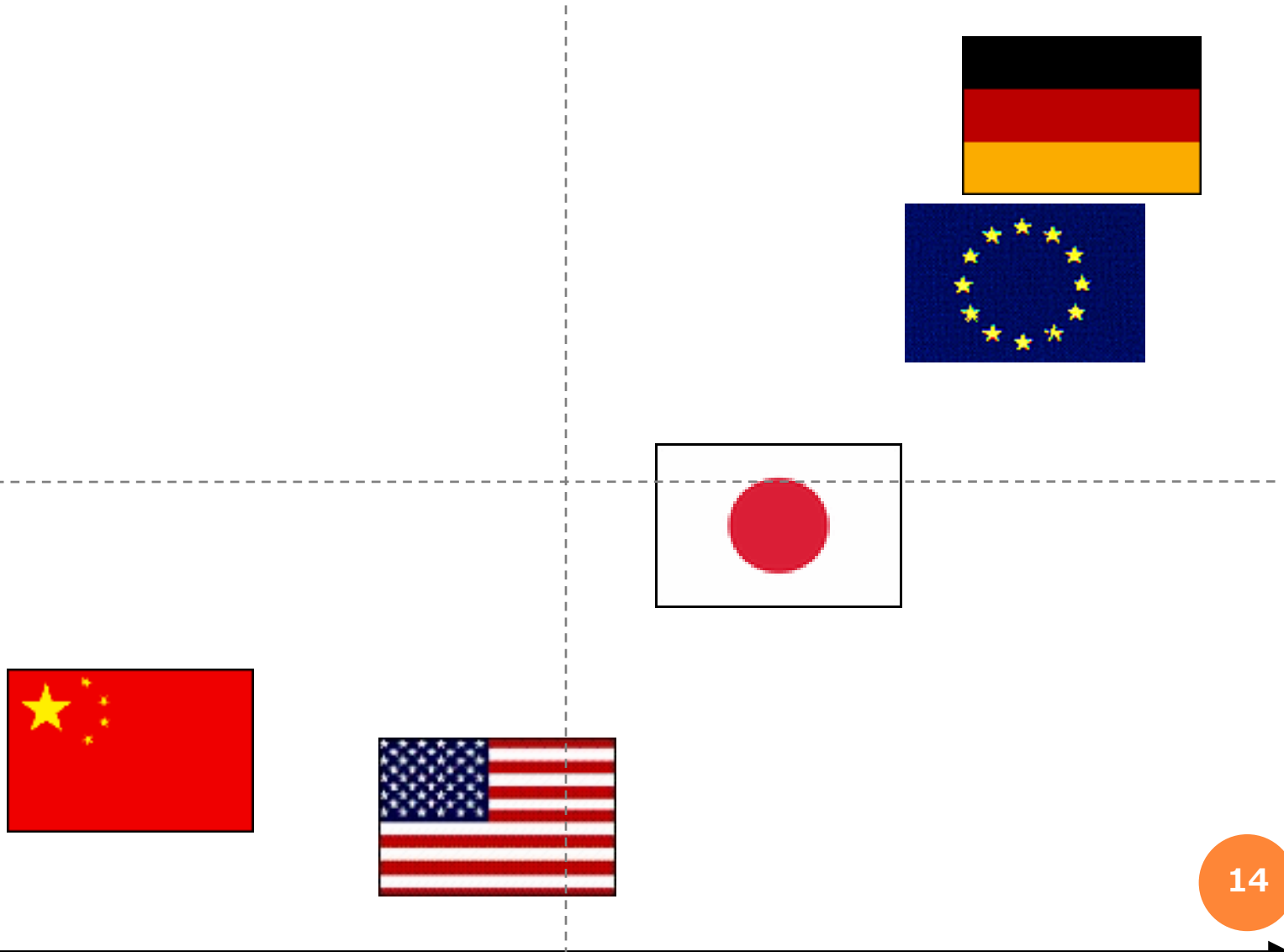
(GW)



③原子力は解決策になりうるか？

各地域のエネルギー危機

供給不安



岸田政権における原子力カルネサンス

●「骨太の方針」における原子力の位置付け

- ・ 21年度：「可能な限り依存度を低減」、「実効性ある原子力規制」
- ・ 22年度：（原子力の）「最大限活用」、「効率的な審査」

●自民党選挙公約における原子力の位置付け

- ・ 21年衆院選：「可能な限り原発依存度を低減」
- ・ 22年参院選：「原子力の最大限の活用」、「審査について効率化」

●22/8/25：岸田首相@GX実行会議

- ・ 「7基を追加で再稼働」
- ・ 「次世代革新炉の開発・建設」（の検討）、「運転期間の延長」
⇒長期脱炭素電源オークション

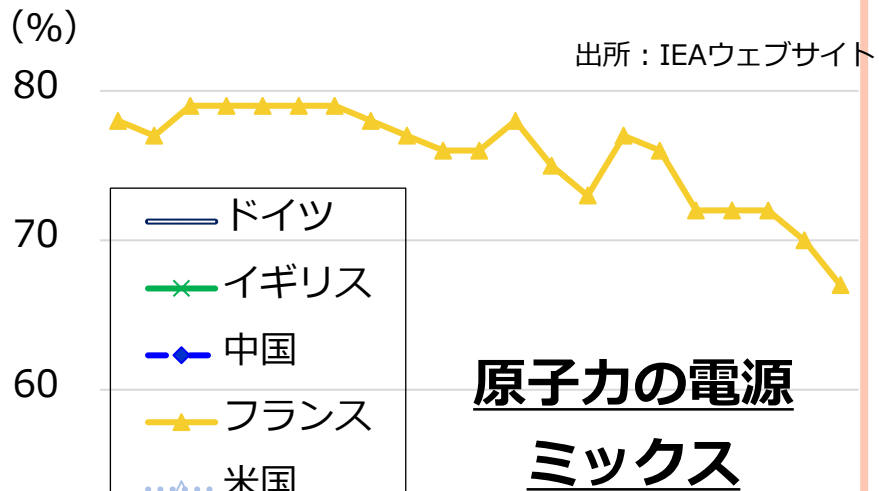
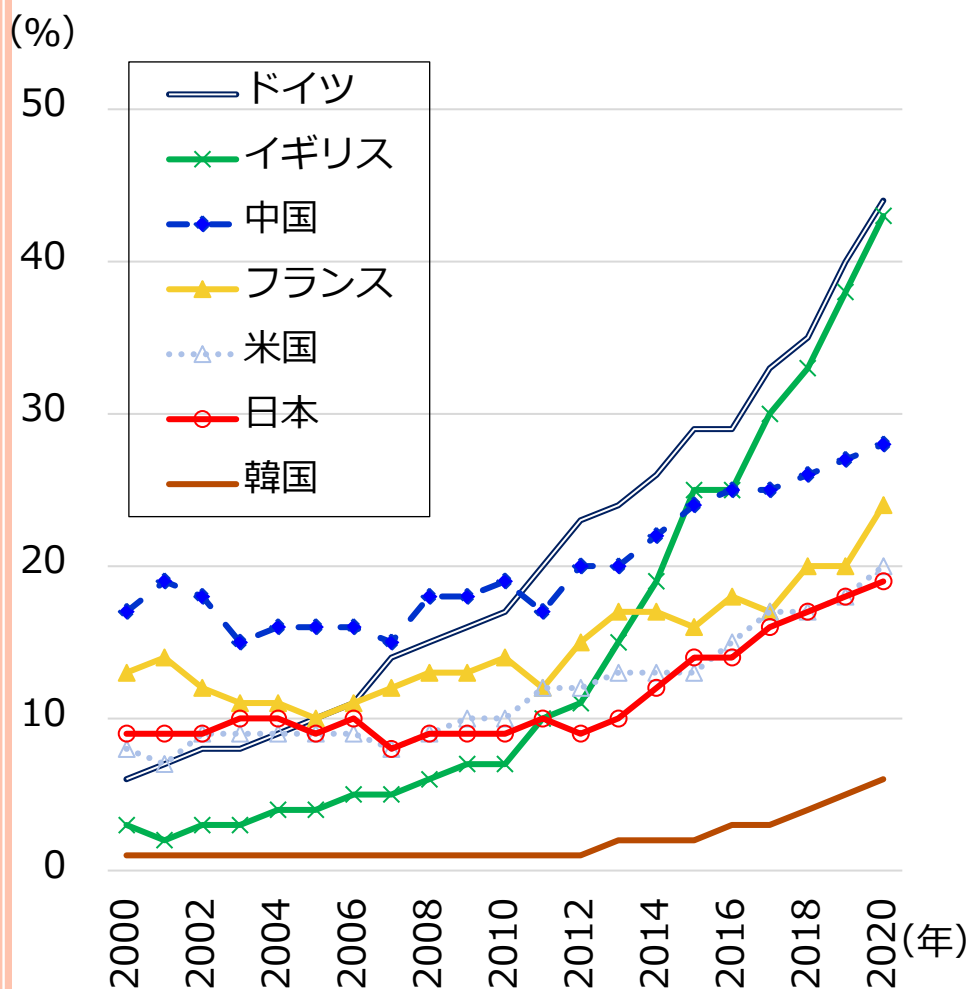
●22/11/28：エネルギー・原子力小委員会「アクションプラン（案）」

15

- ・ 既設炉の運転期間延長：停止期間を除外、上限は変えず
- ・ 次世代革新炉の建設：建て替えから、事業環境整備・予見性確保

拡大する 再生可能エネルギー

再エネの電源ミックス



日本政府の「第6次エネルギー基本計画」

第6次エネルギー基本計画

IEA

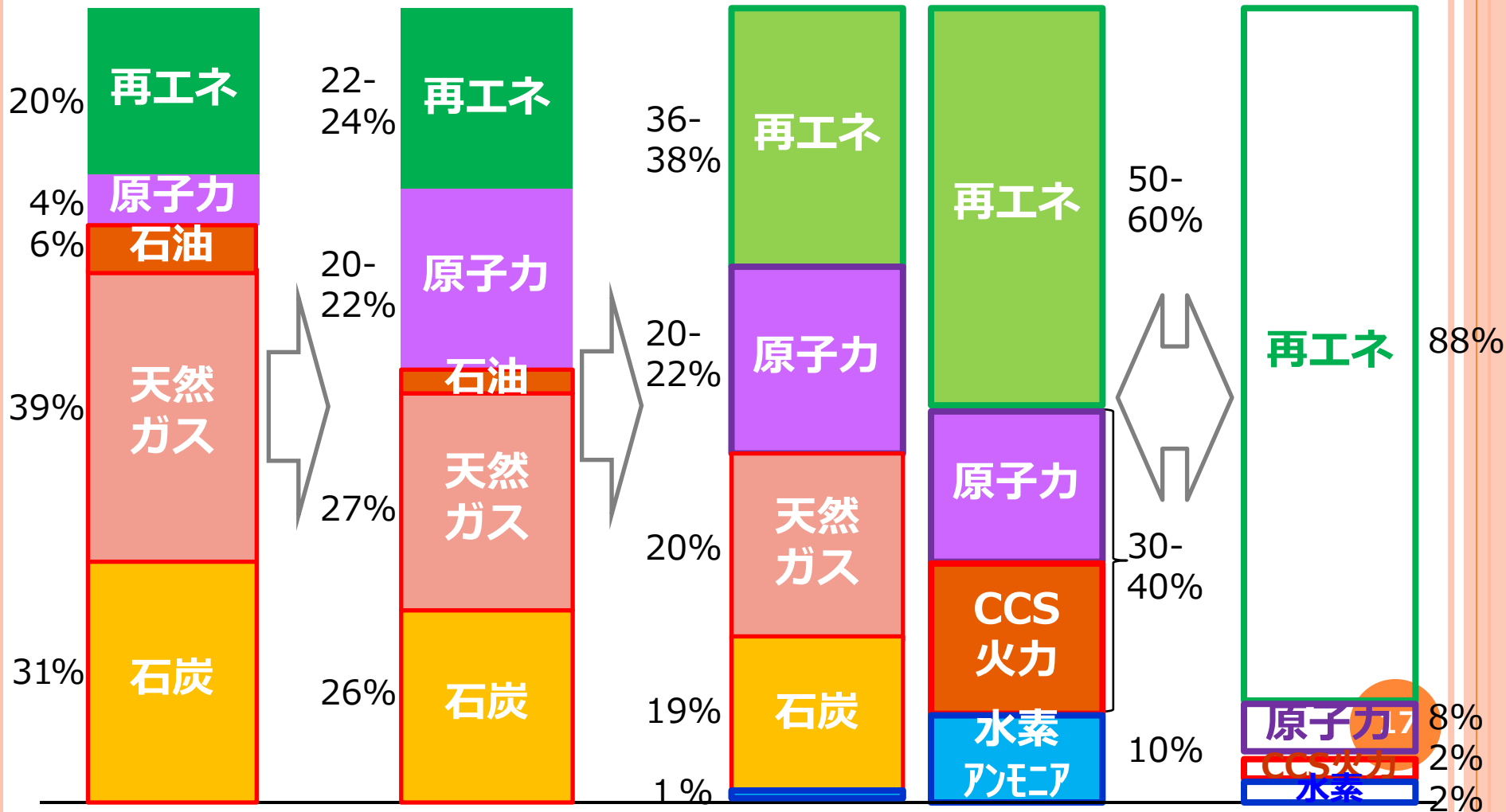
2020年実績

旧2030年目標

2030年目標

2050年参考値

Net Zero by 2050



＜電源ミックス：実績と目標値＞

提言：再エネ中心のエネルギー転換を

●原子力は古い技術

- ・「次世代革新炉」：1基・1兆円超の実績
 - ・建設期間の長期化：需給ひっ迫・危機対策たり得ない
 - ・放射能の危険性、放射性廃棄物最終処分
- + 軍事安全保障上のリスク

●脱炭素火力は有効でない

- ・エネルギー安全保障：海外依存のまま
- ・CCSのコスト、水素インフラ

⇒再エネ中心のエネルギー転換を

- ・再エネ：純国産、低コスト、脱炭素
- ・過去30年の実績、継続的なコスト低減、地域分散型
- ・課題：地域の受容性

ご清聴ありがとうございました。

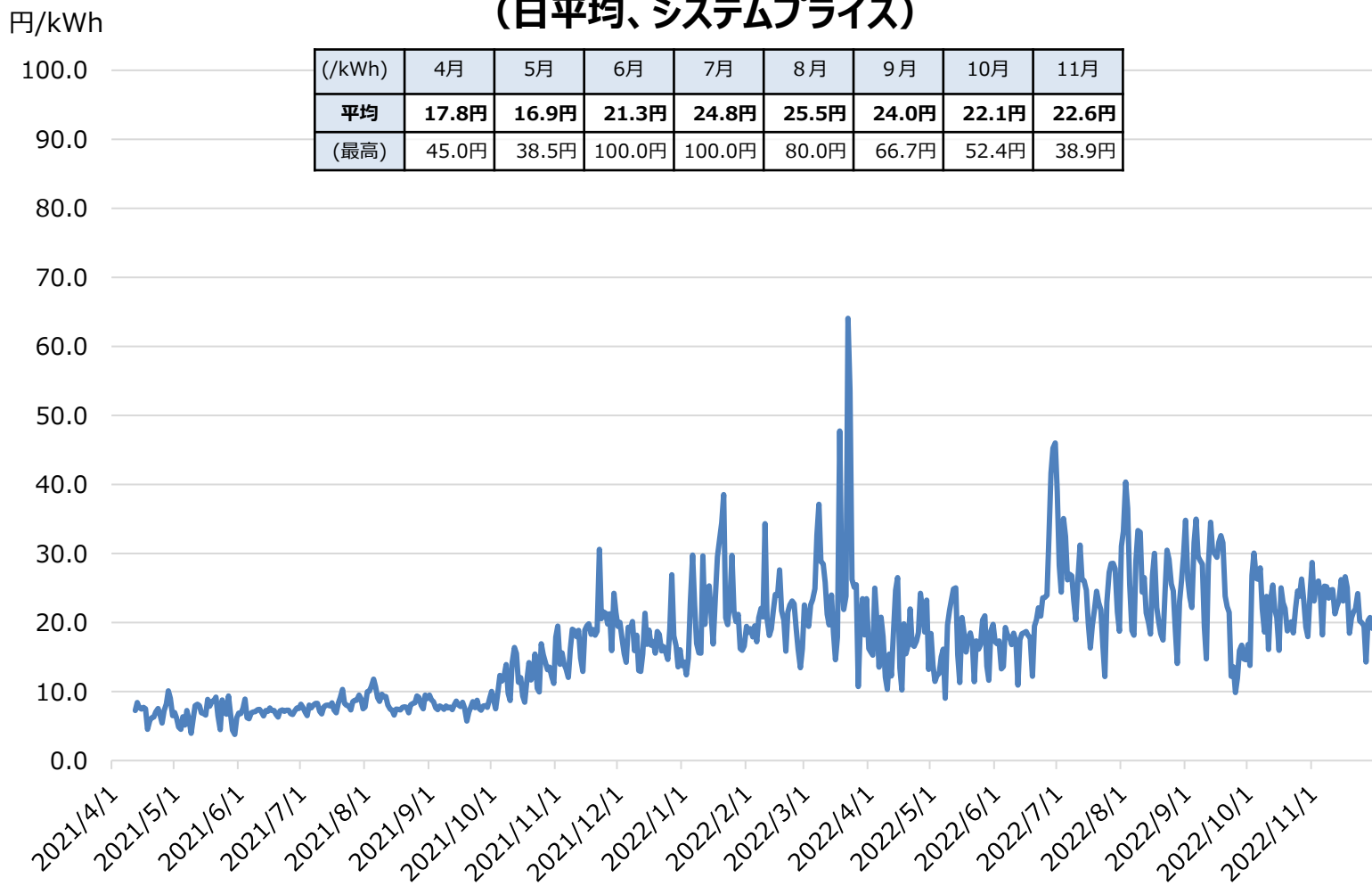
御説明資料

2022年12月6日
資源エネルギー庁

足元の電力市場（スポット市場）の価格推移

- 日本の市場価格は、17.8円/kWh（4月）→16.9円/kWh（5月）→21.3円/kWh（6月）→24.8円/kWh（7月）→25.5円/kWh（8月）→24.0円/kWh（9月）→22.1円/kWh（10月）→22.6円/kWh（11月）と推移。

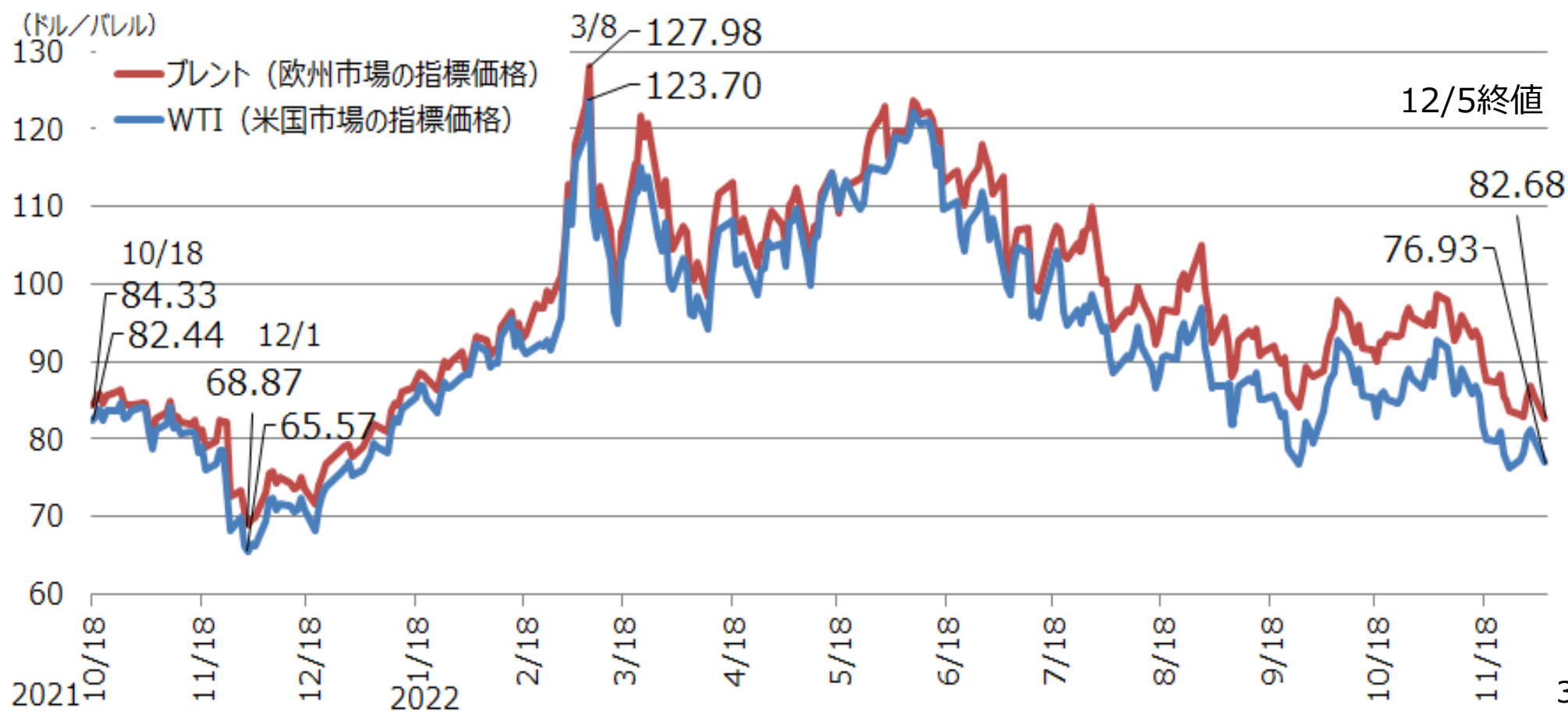
日本のスポット市場の価格推移
（日平均、システムプライス）



最近の原油価格動向

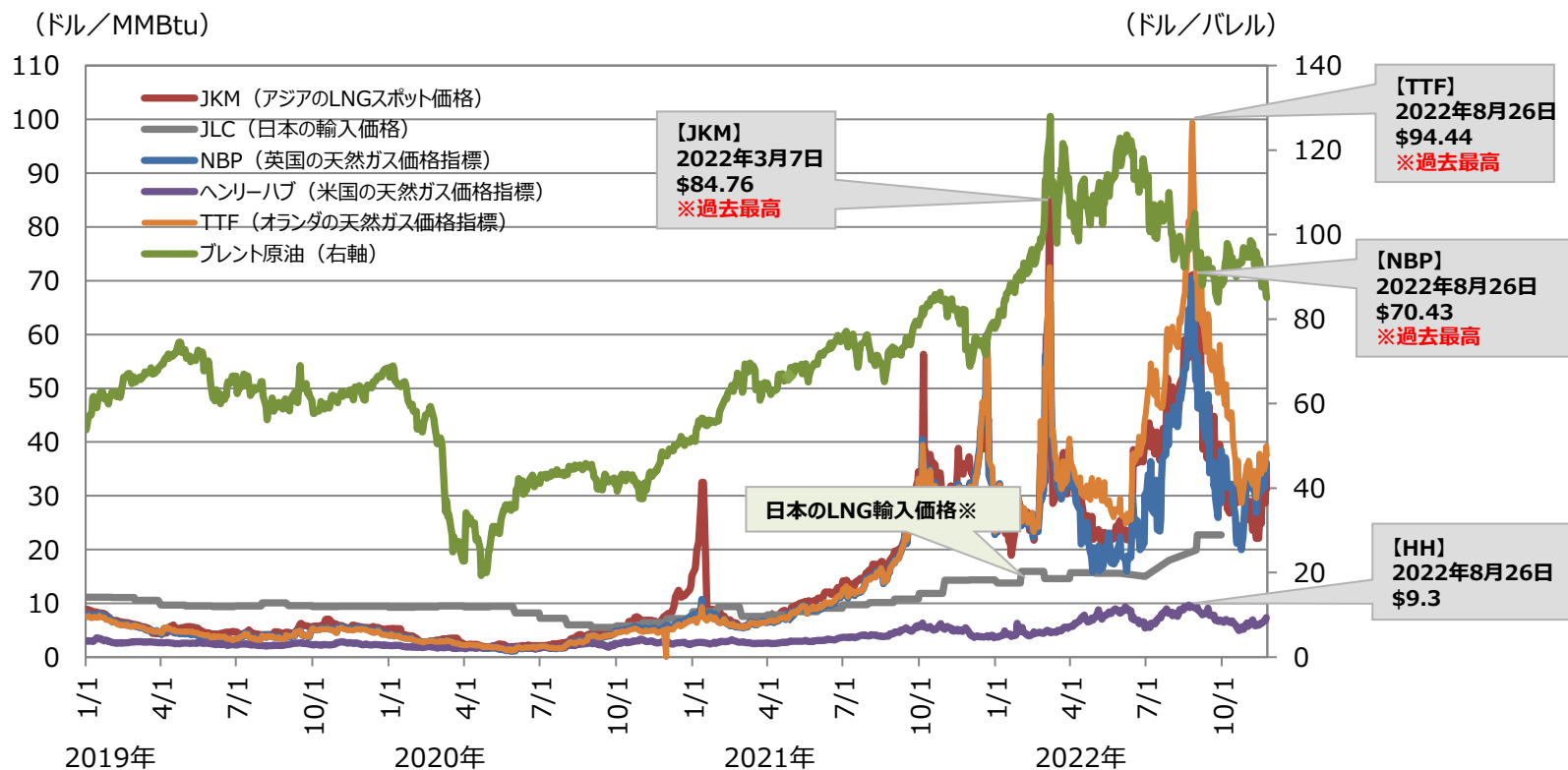
- 2022年3月7日には一時的に130ドルを突破。その後、現在は80ドル/バレル付近を推移。
- 最近のOPECプラス閣僚会合では、6月までは日量約43万バレル、7月及び8月は日量約65万バレル、9月は日量10万バレルを増産したが、10月は日量10万バレルの減産、11月からは日量200万バレルを減産し、2023年1月以降も現状方針維持を決定。
- OPECプラスの減産報道があった10月3日から10月10日終値で原油価格は約10ドル上昇。

昨年後半からの原油価格の動向



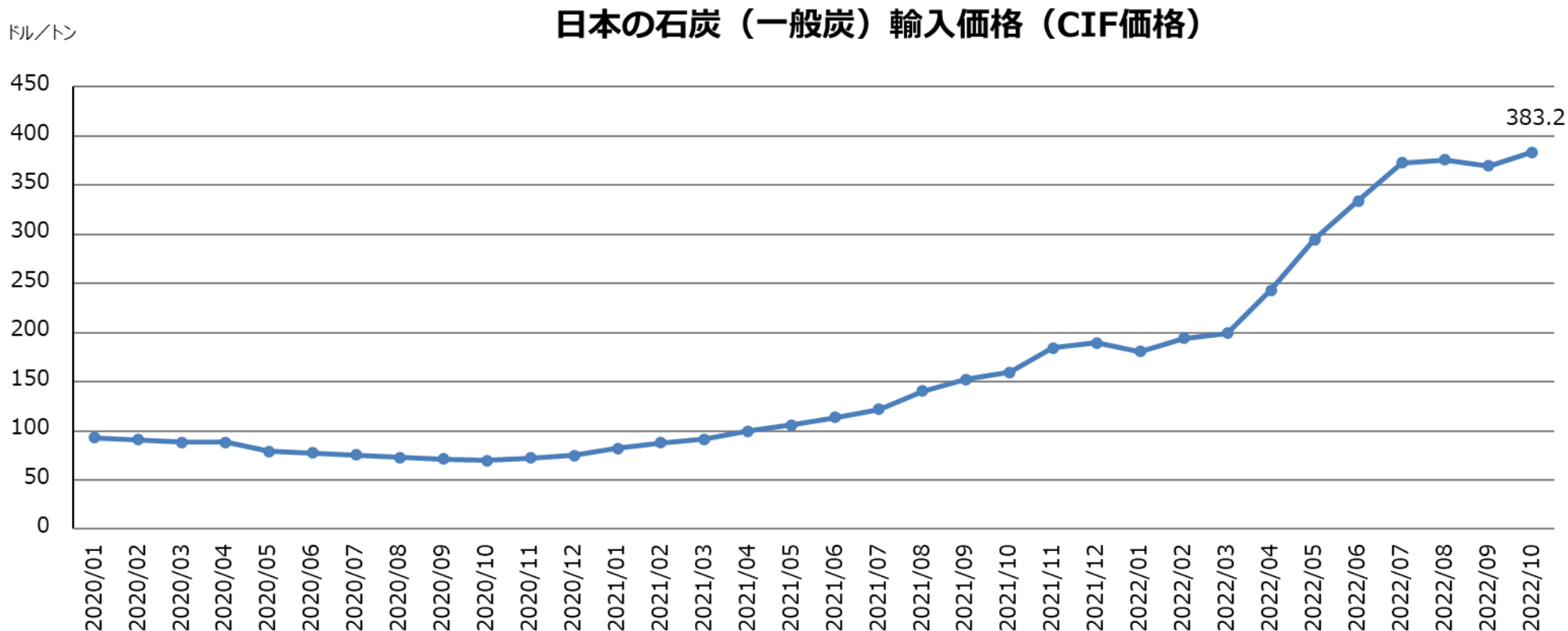
最近の天然ガス価格動向

- ロシアのウクライナ侵攻前の2021年の秋頃から、特に欧州において、再エネを補完する資源として、LNG・天然ガスの需要が伸びており、価格が高騰。そこにウクライナ危機が重なり、ロシアから欧州へのパイプライン経由の天然ガスの供給が減少し、価格が急騰（欧州価格（TTF）は過去最高値）。
- 欧州は、地理的に近接する米国のLNGの輸入を増やしていることから、米国の天然ガスの在庫の減少につながり、米国の天然ガス価格も高騰（14年ぶりの高値）。
- アジア価格（JKM）についても歴史的な高値で推移しており、市場が安定していた2019年等と比較すると10倍程度の価格。



最近の石炭価格動向

- 最近の石炭価格の動向としては、輸入側では、Covid-19からの経済回復による需要増に加え、ロシアに対する制裁として石炭輸入のフェーズアウトや禁止などから、市場構造に変化が生じ、輸出側では、豪州の悪天候等が市場価格に影響するなど、価格は高止まりの状況。
- 構造的には、アジア地域での需要が増加する一方で、世界的な供給力不足を背景に、価格は現在、最も高い水準にある。



（出所）貿易統計、為替換算については三菱UFJ銀行のTTSLートを参照

※最新は2022年10月時点の輸入価格

2022年度以降の新たなインバランス料金の考え方

- インバランス料金は、系統利用者の価格シグナルのベースとなるもの。したがって、
 - ① 実需給の電気の価値（電気を供給するコストや需給の状況）が適切にインバランス料金に反映されるようにするとともに、
 - ② その価格や需給状況に関する情報がタイムリーに公表されるようにする。

新たなインバランス料金の基本的な考え方

- ① インバランス料金が、実需給の電気の価値を表していること
- ② 系統利用者に対して需給調整の円滑化に向けた適切なインセンティブとなること
- ③ 一般送配電事業者が調整力コストを適切に回収できるものであること

インバランス料金
(その時間における電気の価値を反映)

タイムリーな情報発信

(補正)

調整力のkWh価格

インバランスを埋めるため用いられた
調整力の限界的なkWh単価

需給ひっ迫による停電リスク等のコスト

その時間帯における需給ひっ迫状況を踏
まえ、インバランスの発生がもたらす停電
リスク等のコスト増

北海道電力株式会社に対する警告について

平成 29 年 6 月 30 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、北海道電力株式会社（以下「北海道電力」という。）に対し、本日、次のとおり、警告を行った。

本件は、北海道電力が、独占禁止法第 19 条（同法第 2 条第 9 項第 2 号又は不公正な取引方法第 3 項〔差別対価〕）の規定に違反するおそれのある行為を行っていたものである。

第 1 警告について

1 警告の相手方

法人番号	4430001022351
名称	北海道電力株式会社
所在地	札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
代表者	代表取締役 真弓 明彦
事業の概要	電気事業等

2 警告の概要

(1)ア 北海道電力は、北海道において特別高圧^(注1)又は高圧^(注2)で供給する電気に関して、平成 28 年 3 月 3 日、新設の需要家^(注3)に対しては、当該需要家の利用形態において最も電気料金が安くなることが見込まれる契約種別（以下「最適メニュー」という。）を適用する一方、戻り需要^(注4)である需要家（以下「戻り需要家」という。）に対しては、利用形態のいかんにかかわらず、戻り需要であるという理由により、その小売供給契約における供給開始日から 1 年間、標準約款^(注5)を適用する方針（以下「基本方針」という。）を決定した。

イ 北海道電力は、基本方針に基づき、平成 29 年 3 月までの間に北海道電力と小売供給契約を締結した全ての戻り需要家^(注6)に対し標準約款を適用した。これらの戻り需要家のうち産業用の戻り需要家^(注7)の全て及び業務用の戻り需要家^(注8)の過半については、従前、最適メニューとしてオプション契約約款^(注9)を適用していたにもかかわらず、これを認めなかった。このため、

問い合わせ先	公益事業タスクフォース 公正取引委員会事務総局北海道事務所第一審査課・第二審査課 電話 011-231-6300 公正取引委員会事務総局審査局情報管理室 電話 03-3581-5471
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

少なくとも料金比較の試算が可能であった産業用の戻り需要家の大部分に対し、最適メニューが適用された場合に比して高額な電気料金で電気を供給した。

ウ 北海道電力は、北海道電力と契約中の需要家から、他の小売電気事業者と契約し、その後戻り需要となった場合の取扱いについて問い合わせがあった場合に、基本方針に基づき、北海道電力との小売供給契約における供給開始日から１年間は標準約款を適用することを説明した。

- (2) 「適正な電力取引についての指針」（平成１１年１２月２０日公表）（第二部Ⅰの２(1)①ア及びイiv）では、電力小売取引における公正かつ有効な競争の観点から、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、標準的な小売料金メニューを公表し、これに従って、利用形態に応じた料金を適用し、全ての需要家を公平に扱うことが望ましいとしている。そして、戻り需要を希望する需要家に対して、不当に高い料金を適用する又はそのような適用を示唆することは、需要家の取引先選択の自由を奪い、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引、差別対価等）旨を明らかにしている。

北海道電力による前記(1)の行為は、需要家の利用形態のいかんにかかわらず、戻り需要であることを理由に標準約款を適用していたことから、これら戻り需要家の中には最適メニューが適用された場合に比して高額な電気料金が適用されることとなる者が生じていたものである。

- (3) 前記(1)ア及びイの行為は、独占禁止法第１９条（同法第２条第９項第２号又は不公正な取引方法第３項〔差別対価〕）の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、北海道電力に対し、今後、前記(1)と同様の行為を行わないよう警告した。

（注１）「特別高圧」とは、北海道電力においては、標準電圧３０，０００ボルト又は６０，０００ボルトをいう。

（注２）「高圧」とは、北海道電力においては、標準電圧６，０００ボルトをいう。

（注３）「新設の需要家」とは、新たに電気の小売供給契約を申し込む需要家（戻り需要の場合を除く。）をいう。

（注４）「戻り需要」とは、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と電気の小売供給契約を締結していた需要家が、他の小売電気事業者との契約に切り替えた後、再び当該区域において一般電気事業者であった小売電気事業者との契約を求める場合の需要をいう。

（注５）「標準約款」とは、北海道電力が定める「電気契約標準約款（特別高圧）」で定める契約種別のうちの「業務用電力」又は「特別高圧電力」に係る部分及び「電気契約標準約款（高圧）」で定める契約種別のうちの「業務用電力」又は「高圧電力」に係る部分をいう。

（注６）平成２８年１月から平成２９年３月までの間における特別高圧及び高圧の戻り需要家の数は、北海道電力における特別高圧及び高圧の需要家全体のうちごく一部であった。

（注７）「産業用の戻り需要家」とは、工場等で電気を使用する戻り需要家をいう。

（注８）「業務用の戻り需要家」とは、オフィスビル、商業施設等で電気を使用する戻り需要家をいう。

（注９）「オプション契約約款」とは、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型、高圧電力Ⅲ型、産業用取引量別契約、業務用ウィークエンド電力、業務用取引量別契約等をいう。

第2 電力分野における独占禁止法違反被疑行為に係る取組について

公正取引委員会は、電力分野における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を経済産業省と共同で策定し、電力分野における独占禁止法違反行為を未然に防止するとともに、制度改革により自由化の進展する電力分野における市場や取引の実態に着目し、独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合には、「公益事業タスクフォース」において効率的に調査を行い、厳正かつ効果的に対処しているところである。

また、電力分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、専用の情報提供窓口を設置している（情報提供窓口の詳細については、次のウェブページを参照）。

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail2.cgi?d=nouden>

当委員会としては、今後とも、公正かつ自由な競争の促進の観点から、電力分野における競争の状況を注視していく。

東京電力株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

平成24年6月22日

公正取引委員会

公正取引委員会は、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、次のとおり、東京電力の行為は、同法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）に該当し同法第19条の規定に違反する行為につながるおそれがあるとして、本日、次のとおり文書で注意を行った。

1 関係人

名 称	東京電力株式会社
所 在 地	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
代 表 者	代表取締役 西澤 俊夫
事業の概要	一般電気事業（注1）

（注1） 「一般電気事業」とは、発電・送電設備を自社保有し、一般の需要に応じ、電気を供給する事業をいう。

2 注意の概要等

- (1) 東京電力は、東京電力の供給区域（注2）における自由化対象需要家（注3）向け電力供給量のほとんどを占めており、一方、当該供給区域における特定規模電気事業者（注4）の電力供給の余力は小さい。これらの事情から、東京電力と取引しているほとんどの自由化対象需要家にとって、東京電力との取引の継続が困難になれば事業経営上大きな支障を来すため、東京電力が当該需要家にとって著しく不利益な取引条件の提示等を行っても、当該需要家がこれを受け入れざるを得ない状況にあり、東京電力は、当該需要家に対し、その取引上の地位が優越していると考えられる。

（注2） 「東京電力の供給区域」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）の区域をいう。

（注3） 「自由化対象需要家」とは、契約電力が原則として50キロワット以上の需要家をいう。

（注4） 「特定規模電気事業者」とは、自由化対象需要家の需要に応ずる電気の供給を行う事業者であって、一般電気事業者を除く者をいう。

- (2) 東京電力は、東京電力の供給区域において、東京電力と取引している自由化対象需要家に対し電力供給を行うに当たり、平成24年1月頃から同年3月頃までの間、東京電力と当該需要家との間で締結している契約上、あらかじめの合意がなければ契約途中での電気料金の引上げを行うことができないにもかかわらず、一斉に同年4月1日以降の使用に係る電気料金の引上げを行うこととするとともに、当該需要家のうち東京電力との契約電力が500キロワット未満の需要家に対しては、当該需要家から異議の連絡がない場合には電気料金の引上げに合意したとみなすこととして書面により電気料金の引上げの要請を行っていた事実が認められた。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局情報管理室

電話 03-3581-5471

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

なお、東京電力は、本件に係る経済産業省の指導等を踏まえ、平成24年3月下旬以降、東京電力と取引している自由化対象需要家に対し、契約期間満了までは契約中の電気料金での取引の継続が可能であることを伝えた上で、電気料金の引上げの要請を行うとともに、当該需要家のうち東京電力との契約電力が500キロワット未満の需要家に対する電気料金の引上げの要請に当たっては、書面に加え、電話や訪問により口頭で電気料金の引上げ理由等について説明している事実が認められた。

- (3) 前記(1)を踏まえると、東京電力の前記(2)の行為は、独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）に該当し同法第19条の規定に違反する行為につながるおそれがある。
- (4) よって、公正取引委員会は、東京電力に対し、今後、東京電力と取引している自由化対象需要家に対して電気料金の引上げ等の取引条件を変更するに当たっては、当該条件を提示した理由について必要な情報を十分に開示した上で説明するなどして、自由化対象需要家向け電力取引について、独占禁止法違反となるような行為を行うことのないよう注意した。

関西電力株式会社に対する警告について

平成17年4月21日

公正取引委員会

公正取引委員会は、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）に対し、集合住宅及び戸建て開発地への電気供給に伴うオール電化（注1）等に関する営業について、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、関西電力に対し、同法第19条（不公正な取引方法第4項〔取引条件等の差別取扱い〕に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして、次のとおり警告を行った。

（注1）「オール電化」とは、給湯、厨房などに関する住宅におけるすべての熱源を電気で作ることとする。

1 関係人

事業者名	関西電力株式会社
所在地	大阪市北区中之島三丁目6番16号
代表者	代表取締役 藤 洋作

2 警告の概要

(1) 関西電力は、平成14年ころから、集合住宅及び戸建て開発地への電気供給のための設備に関する協議の機会を用いて、住宅開発業者等に対し、以下の行為を行い、オール電化等を採用する住宅開発業者等に比べて、住宅の熱源としてガスを併用する住宅開発業者等を不当に不利に取り扱っている疑いがある事実が認められた。

ア 負荷想定容量（注2）が50kW以上となる集合住宅の場合、当該集合住宅にオール電化を採用し、又は大容量機器（注3）が導入されるときには、低圧引込み（注4）により電気を供給することができることとし、住宅開発業者等にとって負担となる受電室（注5）の設置を免除して柱上変圧器（注6）を設置して電気を供給する一方、大容量機器が導入されずに電気・ガスが併用されるときには、将来需要の見込みによっては受電室に変圧器を設置する方法以外の方法によって電気を供給することが可能で

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第三特別審査

電話 03-3581-1779（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

あるにもかかわらず、その旨を当該集合住宅の住宅開発業者等に説明することなく、当該集合住宅の建物内に受電室を設置することを求めている。

(注2)「負荷想定容量」とは、集合住宅の共用部分及び全戸における予想電気使用量をいう。

(注3)「大容量機器」とは、電気温水器及びIHクッキングヒーター等の200V定格機器をいう。

(注4)「低圧引込み」とは、電圧100V又は200Vの低圧で電気を引き込むことをいう。

(注5)「受電室」とは、集合住宅の建物内において変圧器を設置するための区画をいう。

(注6)「柱上変圧器」とは、公道上の電柱や集合住宅の敷地内に立てた電柱に取り付けられる電圧を高圧から100V又は200Vの低圧に下げる変圧器をいう。

イ 戸建て開発地において無電柱化(注7)が要望された場合、地中配電設備の維持管理費及び再建設費用の増分を将来の電気料金収入の増加で回収するとの考え方に基づき、将来の電気使用量が増加するよう、当該戸建て開発地の住宅に可能な限りオール電化を採用することを要請することとし、無電柱化に応じる条件としてオール電化を採用することを求めている。

(注7)「無電柱化」とは、戸建て開発地における景観の向上等を理由とする住宅開発業者等の希望により、特定の区域において地中配電設備を採用して電柱を無くすことをいう。

(2) 関西電力の前記2(1)ア及びイの行為は、独占禁止法第19条(不公正な取引方法第4項〔取引条件等の差別取扱い〕)の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、関西電力に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

北海道電力株式会社に対する警告について

平成14年6月28日

公正取引委員会

公正取引委員会は、北海道電力株式会社（以下「北海道電力」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、同社に対し、同法第3条（私的独占の禁止）の規定に違反するおそれがあるものとして、次のとおり警告を行った。

1 関係人

事業者名	北海道電力株式会社
所在地	札幌市中央区大通東1丁目2番地
代表者	代表取締役 南山英雄

2 違反被疑行為の概要

北海道電力は、新規参入者等に対抗するため、平成12年10月ころ以降、契約期間に応じて契約保証電力（注）に係る基本料金を割り引くこと等を内容とする「長期契約」を自由化対象需要家との間で締結し、相手方に対し、

- （1） 同契約において、途中解約した場合等には、既に適用した長期契約割引額の返還に加え、契約残存期間における契約保証電力に係る基本料金の20パーセントに相当する額等を支払うことを義務付け、
- （2） これらの支払について、事業撤退等による契約解消の場合等は対象外とし、同社から新規参入者に契約先を切り替えた場合等には支払を求めることとしている

疑いが認められた。

（注）契約保証電力とは、長期契約において契約期間を通じて維持することを約束した電力（kW）のことをいう。

3 警告の概要

北海道電力は、今後、前記2の行為と同様の行為を行わないこと。

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局審査局 IT・公益事業タスクフォース

電話 03-3581-1779（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>